

行政文書一部開示決定通知書

19局議第175号
平成19年9月6日

名古屋市民オンブズマン
代表 倉橋克実様

愛知県議会議長



平成19年7月24日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

行政文書の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会理事会記録（別紙1のとおり） ・議会運営委員会理事会（情報公開異議申立て関係）記録（別紙1のとおり） 	
開示を実施する日時及び場所	日 時	平成19年9月20日 午前 11時 午後
	場 所	県民生活課（中央県民生活プラザ） （愛知県自治センター2階）
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 1,750円 2 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分	
開示しないこととした部分	別紙2のとおり	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	別紙2のとおり	
担 当 課	議会事務局議事課議事グループ 電話 052-961-2111 内線 4523 議会事務局調査課広報・情報・図書グループ 電話 052-961-2111 内線 4572	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知県議会議長に対して異議申立てをすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1の異議申立てのほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県議会議長となります。）。
- 1の異議申立てをした場合は、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県議会議長となります。）。

注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日ご都合が悪い場合は、あらかじめ担当課までご連絡ください。

3 「写し」には、~~電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。~~

・ 議会運営委員会理事会記録

開催日

平成18年5月26日、平成18年6月19日、平成18年7月6日、
平成18年9月19日、平成18年9月22日、平成18年9月28日、
平成18年9月29日、平成18年10月12日、平成18年12月1日、
平成18年12月20日、平成19年2月28日、平成19年3月5日、
平成19年3月9日、平成19年3月20日、平成19年5月21日、
平成19年6月15日、平成19年7月4日

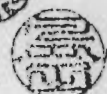
・ 議会運営委員会理事会（情報公開異議申立て関係）記録

開催日


平成18年10月12日、平成18年12月1日





開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
議会の運営及び議長の諮問に関する事項についての協議のうち委員の意見交換が行われたものの記録及び配布資料	<p>愛知県情報公開条例第7条第5号及び第6号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の機関内部における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため ・ 議会運営事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
異議申立ての調査内容に関する部分、答申案	<p>愛知県情報公開条例第7条第5号及び第6号に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の機関内部における審議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため ・ 議会運営事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
異議申立人の氏名、正副委員長の署名	<p>愛知県情報公開条例第7条第2号に該当</p> <p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため</p>


議長 
 副議長 
 事務局長 
 次長 


議事課長


主幹
 (議事) 


主幹
 (委員会・企画) 

課長補佐 


主任主査 

課長補佐 

主任主査 

主査 

平成18年6月14日

担当 

議会運営委員会理事会記録

会議日時	平成18年5月26日(金) 午後1時38分から午後1時48分まで
会場	議会運営委員会室

出席議員 10名

- 小出典聖、田中志典 正副委員長
- 小林 功、久保田浩文、熊田裕通、松山 登、高木ひろし、
- 小島丈幸 各理事
- 内田康宏、小久保三夫 正副議長

欠席議員 0名

議員以外の出席者

議会事務局長、同次長、総務課長、秘書室長、議事課長、調査課長、議事課主幹（2名）、調査課主幹（2名）

付議又は調査事件名及び審査又は調査の結果

1 6月定例議会の招集日等について

- ・ 知事から6月19日（月）招集の申し出があった旨、報告された。
- ・ 6月定例議会の運営を協議する議会運営委員会は、6月14日（水）午前11時30分に開催することとされた。

(主な発言)

【小出典聖委員長】

ただ今から、議会運営委員会理事会を開会する。

まず、6月定例議会の招集日等についてであるが、議長から発言がある。

【内田康宏議長】

本日、知事から、6月定例議会については、6月19日(月)に招集したい旨の申し出があったので、ご報告する。

【小出典聖委員長】

お聞き及びのとおりである。

なお、6月定例議会の運営を協議する議会運営委員会は、6月14日(水)午前11時30分に開催したいと思う。

また、6月定例議会の日程については、お手元の案のとおり諮らせていただく予定であるので、ご承知おき願う。

本日の議題は以上である。

それでは、これをもって、本日の理事会を閉会する。

その他参考事項

- ・ 特になし

委員長

副委員長

記録者

書記

渡辺浩志印

平成18年6月定例議会日程(案)

日数	月日	曜	日 程	備 考
	6月12日	月	招集告示	
	13日	火		
	14日	水	議会運営委員会(午前11時30分)	
	15日	木		
	16日	金		
	17日	(土)		
	18日	(日)		
1	19日	月	本会議[開会](午前10時) 議会運営委員会理事会(午後1時30分)	代表質問・一般質問通告提出期限 (正午)
2	20日	火		
3	21日	水	本会議[代表質問](午前10時)	請願・陳情提出期限(正午) ※議案質疑も併せて行う
4	22日	木	本会議[一般質問](午前10時)	※議案質疑も併せて行う
5	23日	金	本会議[一般質問・委員会付託](午前10時) 総務・政審会長会議(昼休憩時)	※議案質疑も併せて行う
6	24日	(土)		
7	25日	(日)		
8	26日	月		
9	27日	火	委員会[地域振興環境・健康福祉・ 産業労働・農林水産](午後1時)	
10	28日	水	委員会[地域振興環境・健康福祉・ 産業労働・農林水産](午後1時)	
11	29日	木	委員会[建設・文教・警察・総務県民](午後1時)	
12	30日	金	委員会[建設・文教・警察・総務県民](午後1時)	意見書案・決議案提出期限 (午後5時)
13	7月1日	(土)		
14	2日	(日)		
15	3日	月		討論通告提出期限(午後5時)
16	4日	火	議会運営委員会(午前11時30分) 総務・政審会長会議(概ね午後2時)	
17	5日	水		
18	6日	木	本会議[閉会](午前10時) 議会運営委員会理事会(本会議終了後)	

議長



副議長



事務局長



次長



議事課長

主幹
(議事)



課長補佐



主任主査



主幹
(委員会・企画)



課長補佐



主任主査



主査



平成18年6月23日

担当



議会運営委員会理事会記録

会議日時	平成18年6月19日(月) 午後1時30分から午後1時34分まで
会場	議会運営委員会室

出席議員 10名

小出典聖、田中志典 正副委員長

小林功、久保田浩文、熊田裕通、松山登、高木ひろし、

小島丈幸 各理事

内田康宏、小久保三夫 正副議長

欠席議員 0名

議員以外の出席者

議会事務局長、同次長、総務課長、秘書室長、議事課長、調査課長、議事課主幹（2名）、調査課主幹（2名）

付議又は調査事件名及び審査又は調査の結果

- 1 代表質問・一般質問の発言通告者及び発言順序について
 - ・ 別添資料のとおり了承された。
- 2 議員の資産等の公開及び政務調査費収支報告書について
 - ・ 7月3日から議会図書室において閲覧に供される資産公開に関する報告書について、事前に記者クラブに対して、報告書のコピーを1部貸与することで了承された。

(主な発言)

【小出典聖委員長】

ただ今から、議会運営委員会理事会を開会する。

まず、代表質問・一般質問の発言通告者及び発言順序について、ご協議願う。

お手元に、通告に基づいてとりまとめた資料が配付してあるので、ご確認願う。

それでは、そのように、ご了承願う。

次に、議員の資産等の公開及び政務調査費収支報告書について、議長から発言がある。

【内田康宏議長】

まず、議員の資産等の公開については、「政治倫理の確立のための愛知県議会の議員の資産等の公開に関する条例」に基づき、議員から資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書が提出されている。

これらの報告書は、7月3日(月)から議会図書室において、閲覧に供されることとなる。

閲覧開始に伴って、県政記者クラブから議長あてに、資産公開に関する報告書のコピーの貸与の申入れがあった。

これは、閲覧開始日に記者クラブ加盟の各社が一時期に集中して取材することにより、一般閲覧者に迷惑をかける恐れがあるため、事前にコピーを貸与してほしいというものである。

この対応についてであるが、昨年度も同様の申入れがあり、事前に記者クラブに対して、コピーを1部貸与しているのので、今回もそのような対応をしたいと思うので、よろしく願います。

次に、政務調査費収支報告書については、「愛知県議会における会派に対する政務調査費の交付に関する条例」に基づき、各会派から、平成17年度分の収支報告書が提出されている。

この収支報告書についても、7月3日(月)から議会図書室において、資産公開に関する報告書と同様、閲覧に供されることとなるので、ご報告する。

【小出典聖委員長】

お聞き及びのとおりであるが、いかがか。

(了承)

それでは、そのようにご了承願う。

これをもって、本日の理事会を閉会する。

その他参考事項

- ・ 特になし

委員長

副委員長

記録者 書記 渡辺浩志印

平成18年6月定例議会
代表質問発言通告者

1 久保田浩文 (自民党)

県政一般について

2 高木ひろし (民主党)

県政一般について

平成18年6月定例議会一般質問発言通告者会派別一覧表

自 民 党	民 主 党
藤 川 政 人	松 山 登
沢 田 丸 四 郎	森 井 元 志
山 下 史 守 朗	高 橋 正 子
杉 浦 孝 成	柳 原 康 正
神 野 博 史	
横 井 五 六	
鈴 木 愿	
浅 井 喜 代 治	
加 藤 精 重	
	計 4 名
	公 明 党
	渡 会 克 明
	計 1 名
	無 所 属
	計 0 名
計 9 名	合計 14 名

平成18年6月定例議会一般質問発言順序表

順位	氏名	所属	順位	氏名	所属
1	藤川政人	自民			
2	松山登	民主			
3	沢田丸四郎	自民			
4	森井元志	民主			
5	山下史守朗	自民			
6	渡会克明	公明			
7	杉浦孝成	自民			
8	神野博史	自民			
9	高橋正子	民主			
10	横井五六	自民			
11	鈴木愿	自民			
12	榊原康正	民主			
13	浅井喜代治	自民			
14	加藤精重	自民			

平成18年6月定例議会一般質問発言通告者及び要旨

(自民党)

氏名	発言の要旨
藤川政人	1 自動車環境対策について
	2 生活習慣病対策について
沢田丸四郎	1 中部臨空都市のまちづくりについて
山下史守朗	1 在日外国人との共生について
	2 名高速小牧北出口の渋滞対策について
	3 公共交通について
杉浦孝成	1 福祉行政
	障害者自立支援法
	2 道路行政
	衣浦大橋渋滞対策
神野博史	1 健康づくりの推進について
	2 魅力ある農業の実現について
横井五六	1 ゼロメートル地帯の防災対策
	2 子どもの安全対策について

(自民党)

氏名	発言の要旨
鈴木 愿	1 交通安全対策について
	2 観光振興策について
浅井 喜代治	1 矢作川水系の水利用について
	2 農村の活性化のための共同活動について
	3 三河港の港湾計画改訂について
加藤 精重	1 個人情報の保護について
	2 水資源について
	3 県立3大学の改革について
	4 フェロシルト問題について

(民主 党)

氏 名	発 言 の 要 旨
松 山 登	1 障害者自立支援法をめぐる諸問題について
森 井 元 志	1 教育行政に関して
	2 エネルギー政策に関して
	3 スマートインターチェンジに関して
高 橋 正 子	1 県立病院の治療代未払い問題に見る、未収金対策の課題と
	取組みについて
	2 「自転車」の道交法違反取り締まり強化策について
榊 原 康 正	1 美しい愛知づくり条例について
	2 障害者自立支援法について

(公明党)

氏名	発言の要旨
渡会 克明	1 がん対策について
	2 認定こども園について
	3 食育について

質 問 順 序 表

(平成15年6月13日 議会運営委員会決定)

代表質問

1 自 民 2 民 主 3 公 明

一般質問及び議案質疑


1	自 民	2	民 主		
3	自 民	4	民 主		
5	自 民			6	公 明
7	自 民				
8	自 民	9	民 主		
10	自 民				
11	自 民	12	民 主		
13	自 民				
14	自 民	15	民 主		
16	自 民			17	公 明
18	自 民	19	民 主		
20	自 民				
21	自 民	22	民 主		
23	自 民				
24	自 民	25	民 主		
26	自 民				
27	自 民			28	公 明
29	自 民	30	民 主		


(注) 交渉団体以外から発言通告が提出された場合は、議会運営委員会
理事会において、質問順序を含めて協議する。


議長 
副議長 
事務局長 


次長 


議事課長

主幹
(議事) 

課長補佐 

主任主査 

主幹
(委員会・企画) 

課長補佐 

主任主査  主査 

平成 18 年 6 月 7 日

担当 

議会運営委員会理事会記録

会議日時	平成 18 年 7 月 6 日 (木) 午前 11 時 20 分から午前 11 時 34 分まで
会場	議会運営委員会室

出席議員 10 名

小出典聖、田中志典 正副委員長

小林功、久保田浩文、熊田裕通、松山登、小島丈幸 各理事

内田康宏、小久保三夫 正副議長

浜崎利生委員 (高木ひろし理事代理)

欠席議員 1 名

高木ひろし理事

議員以外の出席者

議会事務局長、同次長、総務課長、秘書室長、議事課長、調査課長、議事課主幹（2名）、調査課主幹（2名）

付議又は調査事件名及び審査又は調査の結果

1 9月定例議会の招集日等について

- ・ 知事から9月19日（火）招集の申し出があった旨、報告された。
- ・ 9月定例議会の運営を協議する議会運営委員会は、9月14日（木）午後1時に開催することとされた。

2 議会運営委員会の県外調査について

- ・ 10月19日（木）及び10月20日（金）の日程で、議会運営に関する調査を行う旨、委員長から発言があった。
- ・ 調査先等については、正副委員長で日程案を作成し、後日、諮ることとされた。

5 議員会館の使用料の改正等について

- ・ 正副委員長と各会派の幹事長で検討案を作成し、「愛知県議会議員会館運営に関する会議」で協議することです承された。

(主な発言)

【小出典聖委員長】

ただいまから、議会運営委員会理事会を開会する。

なお、高木委員から、欠席する旨の連絡を受けているので、議会運営委員会の運営に関する申合せに基づき、浜崎委員が代理で出席している。

まず始めに、9月定例議会の招集日についてであるが、議長から発言がある。

【内田康宏議長】

本日、知事から、9月定例議会については、9月19日(火)に招集したい旨の申し出があったので、ご報告する。

【小出典聖委員長】

お聞き及びのとおりである。

なお、9月定例議会の運営を協議する議会運営委員会は、9月14日(木)午後1時に開催したいと思う。

また、9月定例議会の日程については、お手元の案のとおり諮らせてもらう予定である。

なお、決算審査の関係で、10月6日の午前11時から公営企業会計決算特別委員会を、午後1時から一般会計・特別会計決算特別委員会を開催する日程となっているので、ご承知おき願う。

次に、本委員会の県外調査についてであるが、10月19日(木)及び20日(金)の日程で、議会運営に関する調査を行いたいと思うので、ご承知おき願う。

なお、調査先については、副委員長とも相談のうえ、日程案を作成し、後日、諮らせてもらうので、よろしく願います。

次に、去る6月14日に開催された「愛知県議会議員会館運営に関する会議」において、議員会館の使用料改正等の意見が出された。

この件については、本理事会のメンバーで検討していきたいと申し上げたところであるが、多岐にわたりご協議いただく事項があるので、正副委員長と各会派の幹事長とで検討案を作成し、「愛知県議会議員会館運営に関する会議」でご協議いただくこととするので、ご了承願う。

【小出典聖委員長】

予定した議題は、以上である。

それでは、これをもって、本日の理事会を閉会する。

その他参考事項

- ・ 特になし





委員長


副委員長


記録者 書記 渡辺若志 印


平成18年9月定例議会日程(案)


日数	月日	曜	日 程	備 考
	9月12日	火	招集告示	
	13日	水		
	14日	木	議会運営委員会(午後1時)	
	15日	金		
	16日	土		
	17日	日		
	18日	月		
1	19日	火	本会議〔開会〕(午前10時) 議会運営委員会理事会(午後1時30分)	代表質問・一般質問通告提出期限 (正午)
2	20日	水		
3	21日	木		
4	22日	金	本会議〔代表質問〕(午前10時)	請願・陳情提出期限(正午) ※議案質疑も併せて行う
5	23日	土		
6	24日	日		
7	25日	月		
8	26日	火	本会議〔一般質問〕(午前10時)	※議案質疑も併せて行う
9	27日	水	本会議〔一般質問〕(午前10時)	※議案質疑も併せて行う
10	28日	木	本会議〔一般質問・委員会付託〕(午前10時) 総務・政審会長会議(昼休憩時)	※議案質疑も併せて行う
11	29日	金		
12	30日	土		
13	10月1日	日		
14	2日	月	委員会〔地域振興環境・健康福祉・ 産業労働・農林水産〕(午後1時)	
15	3日	火	委員会〔地域振興環境・健康福祉・ 産業労働・農林水産〕(午後1時)	
16	4日	水	委員会〔建設・文教・警察・総務県民〕(午後1時)	
17	5日	木	委員会〔建設・文教・警察・総務県民〕(午後1時)	意見書案・決議案提出期限 (午後5時)
18	6日	金	公営企業会計決算特別委員会(午前11時) 一般会計・特別会計決算特別委員会(午後1時)	討論通告提出期限(午後5時)
19	7日	土		
20	8日	日		
21	9日	月		
22	10日	火	議会運営委員会(午前11時30分) 総務・政審会長会議(概ね午後2時)	
23	11日	水		
24	12日	木	本会議〔閉会〕(午前10時) 議会運営委員会理事会(本会議終了後)	


議長 
 副議長 
 事務局長 
 次長 


議事課長 


主幹 (議事) 

課長補佐 


主任主査 

主幹 (委員会・企画) 

課長補佐 

主任主査 

主査 

平成 18 年 10 月 2 日 / 担当 

議会運営委員会理事会記録

会議日時	平成 18 年 9 月 19 日 (火) 午後 1 時 29 分から午後 1 時 52 分まで
会場	議会運営委員会室

出席議員 10 名
 小出典聖、田中志典 正副委員長
 小林功、久保田浩文、熊田裕通、松山登、高木ひろし、
 小島丈幸 各理事
 内田康宏、小久保三夫 正副議長

欠席議員 0 名

議員以外の出席者

議会事務局長、同次長、総務課長、秘書室長、議事課長、調査課長、議事課主幹（2名）、調査課主幹（2名）

付議又は調査事件名及び審査又は調査の結果

- 1 代表質問・一般質問の発言通告者及び発言順序について
 - ・ 別添資料のとおり了承された。
- 2 議会運営委員会の県外調査について
 - ・ 調査先を全国議長会とし、地方自治法の一部改正に伴う標準会議規則及び標準委員会条例の改正に関する考え方等の説明を聴取することで了承された。

(主な発言)

【小出典聖委員長】

ただ今から、議会運営委員会理事会を開会する。

それでは、代表質問・一般質問の発言通告者及び発言順序について、ご協議願う。

お手元に、通告に基づいてとりまとめた資料が配付してあるので、ご確認願う。

(確認)

それでは、そのように、ご了承願う。

次に、本委員会の県外調査についてであるが、先の理事会でお知らせしたとおり、10月19日(木)から20日(金)までの1泊2日を実施する予定である。

調査先であるが、副委員長とも相談のうえ、お手元の日程(案)にあるとおり、まず、1日目は、東京の全国議長会を訪問して、地方自治法の一部改正に伴う、標準会議規則及び標準委員会条例の改正に関する考え方や今後の議会制度改革に向けた取り組みについて、全国議長会の鶴沼信二議事調査部長から説明を聴取したいと思う。

次に、2日目は、場所は同じ全国議長会の会議室で、地方6団体が設置した新地方分権構想検討委員会の委員を務めてみえる青山彰久読売新聞東京本社解説部次長から、分権型社会における議会の役割について意見を聴取したいと考えている。

それでは、お手元の案のとおり実施することで、いかがか。

(了承)

それでは、是非とも、ご出席いただくようお願いする。

それでは、これをもって、本日の理事会を閉会する。

その他参考事項

- ・ 特になし

委員長

副委員長

記録者 書記 渡辺浩志印

平成18年9月定例議会
代表質問発言通告者

1 小林 功 (自民党)

県政一般について

2 松山 登 (民主党)

県政一般について

3 小島 丈幸 (公明党)

県政一般について

平成18年9月定例議会一般質問発言順序表

順位	氏名	所属	順位	氏名	所属
1	神戸洋美	自民	16	大見正	自民
2	仲敬助	民主	17	米田展之	公明
3	鈴木孝昌	自民	18	深谷勝彦	自民
4	住田宗男	民主	19	久野哲生	民主
5	鈴木正	自民	20	酒井庸行	自民
6	岩田隆喜	公明	21	勝崎泰生	自民
7	中野治美	自民			
8	奥村悠二	自民			
9	波形昌洋	民主			
10	服部鉦臣	自民			
11	秋田政幸	自民			
12	近藤良三	民主			
13	大竹正人	自民			
14	横井五六	自民			
15	とね勝之	民主			

平成18年9月定例議会一般質問発言通告者及び要旨

(自民党)

氏名	発言の要旨
神戸洋美	1 医療制度について
	2 食育について
	3 介護予防について
鈴木孝昌	1 多文化共生についての諸課題と公営住宅について
	2 ヒートアイランド対策について
鈴木正	1 県債発行について
	2 「21世紀あいち福祉ビジョン」について
中野治美	1 生態系保護環境教育
	2 低地域の排水対策と河川整備について
奥村悠二	1 商店街の街路灯の補助金について
	2 自主防犯パトロール活動支援について
服部鉦臣	1 少子化対策について
	2 土砂災害防止への取組みについて
	3 農薬にかかるポジティブリスト制度について

(自民党)

氏名	発言の要旨
秋田政幸	1 住生活基本計画について
	2 産業を支える人材の育成について
大竹正人	1 愛知県内の非行の現状と少年補導職員の活動について
	2 愛知県耐震改修促進計画について
横井五六	1 「ネットあいち」について
	2 温室効果ガスの削減について
	3 再チャレンジが可能な教育について
	4 地域包括支援センターについて
大見正	1 公営事業の市場化について
	2 海外事業の収集、発信について
	3 文化交流について
深谷勝彦	1 治安回復について
	2 メタボリックシンドローム対策について
	3 耐震強度偽装事件の再発防止策について
酒井庸行	1 児童虐待対策について
	2 産業労働センターの整備について

(自民党)

氏名	発言の要旨
勝崎泰生	1 県立高等学校再編整備計画について
	2 高齢者対策について

(民主党)

氏 名	発 言 の 要 旨
仲 敬 助	1 「新しい政策の指針」の進行管理と個別計画の推進について
	2 「行政評価制度」の課題と仕事の進め方について
住 田 宗 男	1 交通安全対策について
	2 県財政について
波 形 昌 洋	1 日進東部丘陵について
	2 療養型病床と医療制度改革について
近 藤 良 三	1 公共サービスの民間開放にかかわる諸問題について
	2 三位一体改革について
と ね 勝 之	1 県と市町村の役割について
	2 交通駐車政策について
久 野 哲 生	1 サイバー犯罪について
	2 定時制高校について
	3 うつ病について

(公明党)

氏名	発言の要旨
岩田隆喜	1 本県の少子化対策について
米田展之	1 「障害者自立支援法」施行に伴うグループホーム・ケアホームの
	運営にかかわる諸問題について
	2 個人情報保護と災害弱者救援リストの作成事業について
	3 本県における労働行政のあり方と若者の出会い・ふれ合い
	の場づくり事業について

愛知県議会 議会運営委員会県外調査 調査事項

1 標準会議規則・標準委員会条例の改正等について

本年6月に議会制度の見直しを含む地方自治法の一部改正法が公布されたことから、本県議会として、これに対応した会議規則や委員会条例の改正について、検討を進める必要がある。

また、今回の法改正で積み残された課題については、今後、全国議長会を通じて、制度改正を要望していく必要がある。

そこで、全国議長会事務局から、標準会議規則・委員会条例の改正の考え方や今後の議会制度改革に向けた取り組みについて、説明を聴取する。

2 分権型社会における議会の役割について

今後の分権型社会の実現のためには、住民代表機関としての地方議会の果たすべき役割はますます大きくなっていくと考えられる。本年5月には、地方6団体が設置した新地方分権構想検討委員会において、「分権型社会のビジョン（中間報告）」がまとめられ、現在は、12月の最終報告に向けて鋭意、作業を進めている。

そこで、同委員会の委員から、分権型社会における議会の役割について意見を聴取する。

愛知県議会議会運営委員会県外調査日程（案）

平成18年10月19日（木）～20日（金）




月日	発時刻	着時刻	交通機関	調 査 先 等	備 考
10 月		12:45		J R名古屋駅新幹線口 旧メディアワン前	集 合
	13:04	14:46	のぞみ 86号	名古屋駅 東京駅	
19 日 (木)	16:45	15:15	タクシー	◎全国都道府県議会議長会（調査事項①） 東京都千代田区平河町2-6-3 電話03-5212-9000	調 査
		16:55	徒 歩	赤坂プリンスホテル 東京都千代田区紀尾井町1-2 電話03-3234-1111	宿 泊
10 月 20 日 (金)	9:50			宿舍発	
	11:30	10:00	徒 歩	◎全国都道府県議会議長会（調査事項②） 東京都千代田区平河町2-6-3 電話03-5212-9000	調 査
		11:50	タクシー	東京駅	解 散

調査事項① 標準会議規則・標準委員会条例の改正等について

（説明者 鵜沼信二 全国都道府県議長会議事調査部長）


調査事項② 分権型社会における議会の役割について


（説明者 青山彰久 読売新聞東京本社解説部次長）


議長 
副議長 
事務局長 


次長 

議事課長

主幹
(議事) 

課長補佐 

主任主査 

主幹
(委員会・企画) 

課長補佐

主任主査

主査 

平成 18 年 10 月 2 日 /

担当

 印

議会運営委員会理事会記録

会議日時

平成 18 年 9 月 22 日 (全)
午後 3 時 19 分から午後 3 時 38 分まで

会場

議会運営委員会室

出席議員 10 名

小出典聖、田中志典 正副委員長

小林功、久保田浩文、熊田裕通、松山登、高木ひろし、

小島丈幸 各理事

内田康宏、小久保三夫 正副議長

欠席議員 0 名

議員以外の出席者

議会事務局長、同次長、総務課長、秘書室長、議事課長、調査課長、議事課主幹（2名）、
調査課主幹（2名）

付議又は調査事件名及び審査又は調査の結果

(主な発言)

【小出典聖委員長】

ただ今から、議会運営委員会理事会を開催する。

これをもって、本日の理事会を閉会する。

その他参考事項

- ・ 特になし

委員長

副委員長

記録者 書記

渡辺浩志 印

議長



副議長



事務局長



次長



議事課長

主幹
(議事)



課長補佐

氏

主任主査



主幹
(委員会・企画)



課長補佐



主任主査



主査



平成18年10月25日 /

担当

印

議会運営委員会理事会記録

会議日時

平成18年9月28日(木)
午前11時41分から午前11時53分まで

会場

議会運営委員会室

出席議員 10名

小出典聖、田中志典 正副委員長

小林功、久保田浩文、熊田裕通、松山登、高木ひろし、

小島丈幸 各理事

内田康宏、小久保三夫 正副議長

欠席議員 0名

議員以外の出席者

議会事務局長、同次長、総務課長、秘書室長、議事課長、調査課長、議事課主幹（2名）、
調査課主幹（2名）

付議又は調査事件名及び審査又は調査の結果

(主な発言)

【小出典聖委員長】

ただ今から、議会運営委員会理事会を開会する。

これをもって議会運営委員会理事会を閉会する。

その他参考事項


- ・ 特になし


委員長


副委員長

記録者 書記 渡辺浩志 (印)


議長 


副議長 


事務局長 


次長 


議事課長


主幹
(議事) 

課長補佐 

主任主査 

主幹
(委員会・企画) 

課長補佐 

主任主査 

主査 

平成18年11月6日

担当



議会運営委員会理事会記録

会議日時

平成18年9月29日(金)
午後1時30分から午後1時34分まで

会場

議会運営委員会室

出席議員 10名

小出典聖、田中志典 正副委員長

小林功、久保田浩文、熊田裕通、松山登、高木ひろし、

小島丈幸 各理事

内田康宏、小久保三夫 正副議長

欠席議員 0名

議員以外の出席者

議会事務局長、同次長、総務課長、秘書室長、議事課長、調査課長、議事課主幹（2名）、
調査課主幹（2名）

付議又は調査事件名及び審査又は調査の結果

(主な発言)

【小出典聖委員長】

ただ今から、議会運営委員会理事会を開会する。

これをもって、本日の理事会を閉会する。

その他参考事項

- ・ 特になし


委員長

副委員長

記録者 書記 渡辺若志 印


議長 


副議長 


事務局長 


次長 


議事課長


主幹
(議事) 

課長補佐 

主任主査 

主幹
(委員会・企画) 

課長補佐 

主任主査 

主査 

平成 18 年 11 月 6 日 /

担当 

議会運営委員会理事会記録

会議日時 平成 18 年 10 月 12 日 (木)
午前 11 時 39 分から午前 11 時 52 分まで

会場 議会運営委員会室

出席議員 10 名

小出典聖、田中志典 正副委員長

小林功、久保田浩文、熊田裕通、松山登、高木ひろし、

小島丈幸 各理事

内田康宏、小久保三夫 正副議長

欠席議員 0 名

議員以外の出席者

議会事務局長、同次長、総務課長、秘書室長、議事課長、調査課長、議事課主幹（2名）、
調査課主幹（2名）

付議又は調査事件名及び審査又は調査の結果

1 次期定例議会の招集日等について

- ・ 知事から12月1日（金）招集の申し出があった旨、議長から報告された。
- ・ 12月定例議会の運営を協議する議会運営委員会は、11月27日（月）午後1時に開催することとされた。

2 国際交流拠点形成調査特別委員会及び空港・交通対策特別委員会の海外調査について

- ・ 別添資料のとおり派遣することが了承された。

(主な発言)

【小出典聖委員長】

ただ今から、議会運営委員会理事会を開会する。

まず始めに、次期定例議会の招集日等についてであるが、議長から発言がある。

【内田康宏議長】

本日、知事から、12月1日(金)に12月定例議会を招集したい旨の申し出があったので、ご報告する。

【小出典聖委員長】

お聞きのとおりである。

なお、12月定例議会の運営を協議する議会運営委員会は、11月27日(月)午後1時に開催したいと思う。

また、12月定例議会の日程については、お手元の案のとおり諮らせてもらう予定であるので、ご承知おき願う。

次に、国際交流拠点形成調査特別委員会及び空港・交通対策特別委員会の海外調査について、議長から発言がある。

【内田康宏議長】

国際交流拠点形成調査特別委員会の榊原委員長並びに空港・交通対策特別委員会の原田委員長から、お手元の資料のとおり、海外調査を実施したい旨の申し出があった。

特別委員会の海外調査については、最近では、昨年度に県外調査の特例として、国際博覧会継承調査特別委員会が韓国において、空港・交通対策特別委員会が、中国における調査をそれぞれ実施したところである。

そこで、今回の申し出についても、特別委員会の調査として、大いに参考になるものと認められるので、この派遣を承認することとする。

【小出典聖委員長】

お聞きのとおりであるので、ご了承願う。

【小出典聖委員長】

予定した議題は、以上である。

なお、引き続き、情報公開に係る開示決定等に対する異議申立ての調査を行うので、理事の方は、そのままお残りいただきたい。

その他参考事項

- ・ 特になし

委員長

副委員長

記録者 書記 渡辺若志印

平成18年12月定例議会日程(案)

日数	月 日	曜	日 程	備 考
	11月 24日	金	招集告示	
	25日	土		
	26日	日		
	27日	月	議会運営委員会(午後1時)	
	28日	火		
	29日	水		
	30日	木		
1	12月 1日	金	本会議[開会](午前10時) 議会運営委員会理事会(午後1時30分)	代表質問・一般質問通告提出期限 (正午)
2	2日	土		
3	3日	日		
4	4日	月		
5	5日	火	本会議[代表質問](午前10時)	請願・陳情提出期限(正午) ※議案質疑も併せて行う
6	6日	水	本会議[一般質問](午前10時)	※議案質疑も併せて行う
7	7日	木	本会議[一般質問・委員会付託](午前10時) 総務・政審会長会議(昼休憩時)	※議案質疑も併せて行う
8	8日	金		
9	9日	土		
10	10日	日		
11	11日	月	委員会[地域振興環境・健康福祉・ 産業労働・農林水産](午後1時)	
12	12日	火	委員会[地域振興環境・健康福祉・ 産業労働・農林水産](午後1時)	
13	13日	水	委員会[建設・文教・警察・総務県民](午後1時)	
14	14日	木	委員会[建設・文教・警察・総務県民](午後1時)	意見書案・決議案提出期限 (午後5時)
15	15日	金		討論通告提出期限(午後5時)
16	16日	土		
17	17日	日		
18	18日	月	議会運営委員会(午前11時30分) 総務・政審会長会議(概ね午後2時)	
19	19日	火		
20	20日	水	本会議[閉会](午前10時) 議会運営委員会理事会(本会議終了後)	

整理番号	議長承認印

平成 年 月 日

愛知県議会議長 殿

国際交流拠点形成調査特別委員会委員長

榊原 康正 印

委員派遣承認要求書 (案)

本委員会は、下記により委員を派遣することに決定したから、承認されるよう愛知県議会会議規則第72条の規定により要求します。

記

1 派遣委員の氏名

榊原康正、浅井喜代治 正副委員長

高橋則行、河村 滉、川本明良、青山秋男、松川浩明、保手浜清登、鈴木孝昌、かしわぐま光代、住田宗男、金澤利夫、森井元志、木藤俊郎 各委員

2 月日、用務先、目的等

月日	用務先及び所在地 (市区町村名まで記入)	目的	宿泊地 (市区町村名まで記入)
11/13 (月)	広州市 (広州市)	広州市の国際交流拠点形成に向けた動きについての説明聴取	広州市
11/14 (火)	日本貿易振興機構 広州事務所 (広州市)	広州の概況と日系企業の進出など日本との関わりについての説明聴取	広州市
	広州トヨタ自動車有限会社 (広州市)	広州トヨタ自動車有限会社の概要等説明聴取及び施設調査	
11/15 (水)	広州新白雲空港 (広州市)	広州新白雲空港の概要及び今後の拡張計画等についての説明聴取及び施設調査	

3 経費 議長が特別委員長会議に示した範囲内の額

整理番号	議長承認印

平成 年 月 日

愛知県議会議長殿

空港・交通対策特別委員会委員長

原田信夫 印

委員派遣承認要求書(案)

本委員会は、下記により委員を派遣することに決定したから、承認されるよう愛知県議会会議規則第72条の規定により要求します。

記

1 派遣委員の氏名

原田信夫、酒井庸行 正副委員長

浜田一徳、長坂康正、小久保三夫、秋田政幸、深谷勝彦、沢田丸四郎、田辺克宏、
浜崎利生、久野哲生、華地山義章、米田展之、山田裕之 各委員

2 月日、用務先、目的等

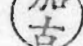
月日	用務先及び所在地 (市区町村名まで記入)	目的	宿泊地 (市区町村名まで記入)
11/14 (火)	高雄国際空港 (高雄市)	高雄国際空港の概要及び利便性並びに中部国際空港間の定期便等の増発についての説明聴取及び施設調査	高雄市
11/15 (水)	高雄市 (高雄市)	高雄市における交通ネットワーク、都市計画の概要について説明聴取	台北市
	台湾高速鉄路有限公司 (台北市)	台湾高速鉄道の概要について説明聴取	
11/16 (木)	台湾桃園国際空港 (桃園県大園郷)	台湾桃園国際空港の概要及び利便性並びに中部国際空港間の定期便等の増発についての説明聴取及び施設調査	


3 経費 議長が特別委員長会議に示した範囲内の額


議長 
 副議長 
 事務局長 
 次長 


議事課長


主幹
 (議事) 

課長補佐 

主任主査 

主幹
 (委員会・企画) 

課長補佐 

主任主査  主査 

平成19年1月11日 / 担当 

議会運営委員会理事会記録

会議日時	平成18年12月1日(金) 午後1時30分から午後1時48分まで
会場	議会運営委員会室

出席議員 10名

小出典聖、秋田政幸 正副委員長

小林功、久保田浩文、熊田裕通、松山登、高木ひろし、

小島丈幸 各理事

内田康宏、小久保三夫 正副議長

欠席議員 0名

議員以外の出席者

議会事務局長、同次長、総務課長、秘書室長、議事課長、調査課長、議事課主幹（2名）、
調査課主幹（2名）

付議又は調査事件名及び審査又は調査の結果

- 1 代表質問・一般質問の発言通告者及び発言順序について
 - ・ 別紙資料のとおり了承された。

(主な発言)

【小出典聖委員長】

ただ今から、議会運営委員会理事会を開会する。

本日の本会議で秋田政幸議員が副委員長に選任されたので、一言あいさつをお願いします。

(副委員長あいさつ)

それでは、まず、代表質問・一般質問の発言通告者及び発言順序についてご協議願う。

お手元に、通告に基づいてとりまとめた資料を配付してあるのでご確認願う。

(確認)

それでは、そのようにご了承願う。

予定した議題は以上である。

その他参考事項

- ・ 特になし

委員長

副委員長

記録者 書記 渡辺若志 印

平成18年12月定例議会
代表質問発言通告者

1 熊田裕通 (自民党)

県政一般について

2 浜崎利生 (民主党)

県政一般について

3 木藤俊郎 (公明党)

県政一般について

平成18年12月定例議会一般質問発言通告者会派別一覧表

自 民 党	民 主 党
神 野 博 史	富 田 昭 雄
中 根 義 一	西 川 厚 志
外 山 半 三	渡 辺 ま さ し
田 島 ひ ろ し	水 谷 満 信
加 藤 実	
奥 村 悠 二	
杉 浦 孝 成	
吉 田 真 人	
保 手 浜 清 登	
	計 4 名
	公 明 党
	桂 俊 弘
	計 1 名
	無 所 属
	計 0 名
計 9 名	合計 14 名

平成18年12月定例議会一般質問発言順序表

順位	氏名	所属	順位	氏名	所属
1	神野博史	自民			
2	富田昭雄	民主			
3	中根義一	自民			
4	西川厚志	民主			
5	外山半三	自民			
6	桂俊弘	公明			
7	田島ひろし	自民			
8	加藤実	自民			
9	渡辺まさし	民主			
10	奥村悠二	自民			
11	杉浦孝成	自民			
12	水谷満信	民主			
13	吉田真人	自民			
14	保手浜清登	自民			

平成18年12月定例議会一般質問発言通告者及び要旨

(自民党)

氏名	発言の要旨
神野博史	1 大気汚染対策について
	2 特色ある地域医療について
中根義一	1 教育問題について
	2 県立病院事業について
	3 土地利用対策について
	4 万博後の取組について
外山半三	1 愛知県国民保護計画について
田島ひろし	1 医師の需給状況及び地域医療人材育成センター (ドクターバンク)について
加藤実	1 奥三河の幹線道路の整備について
	2 三河港の整備計画について
	3 へき地医療の課題について
	4 スポーツあいちさわやかプランについて
奥村悠二	1 県営住宅の共益費について

(自民党)

氏名	発言の要旨
杉浦孝成	1 多文化共生社会の推進
	2 税金の徴収について
吉田真人	1 教育行政について
	(1) 学力問題について
	(2) いじめ問題について
	(3) 県立大学について
保手浜清登	1 青少年育成県民運動について
	2 愛・地球博社会貢献活動の支援基金の創設について

(民 主 党)

氏 名	発 言 の 要 旨
富 田 昭 雄	1 入札に係る諸問題について
	2 教育問題について
	3 交通安全に係る諸問題について
	4 環境先進県愛知づくりについて
西 川 厚 志	1 自殺対策について
渡 辺 ま さ し	1 放置自転車対策について
	2 河川事業について
	3 耐震対策について
水 谷 満 信	1 日進東部丘陵について
	2 防災対策について

(公明党)

氏名	発言の要旨
桂 俊 弘	1 国連地域開発センターの支援について
	2 医療人材不足について
	3 学校部活動の充実について

質 問 順 序 表

(平成15年6月13日 議会運営委員会決定)














代表質問

1 自 民 2 民 主 3 公 明

一般質問及び議案質疑

1	自 民	2	民 主	
3	自 民	4	民 主	
5	自 民			6 公 明
7	自 民			
8	自 民	9	民 主	
10	自 民			
11	自 民	12	民 主	
13	自 民			
14	自 民	15	民 主	
16	自 民			17 公 明
18	自 民	19	民 主	
20	自 民			
21	自 民	22	民 主	
23	自 民			
24	自 民	25	民 主	
26	自 民			
27	自 民			28 公 明
29	自 民	30	民 主	

(注) 交渉団体以外から発言通告が提出された場合は、議会運営委員会
理事会において、質問順序を含めて協議する。

議長 
 副議長 
 事務局長 
 次長 
 議事課長 
 主幹 (議事)  課長補佐 
 主任主査 
 主幹 (委員会・企画)  課長補佐 
 主任主査  主査 
 平成19年1月11日 / 担当 

議会運営委員会理事会記録

会議日時	平成18年12月20日(水) 午前11時21分から午前11時27分まで
会場	議会運営委員会室
出席議員	10名 小出典聖、秋田政幸 正副委員長 小林功、久保田浩文、熊田裕通、松山登、高木ひろし、 小島文幸 各理事 内田康宏、小久保三夫 正副議長
欠席議員	0名

議員以外の出席者

議会事務局長、同次長、総務課長、秘書室長、議事課長、調査課長、議事課主幹（2名）、調査課主幹（2名）

付議又は調査事件名及び審査又は調査の結果

1 次期定例議会の招集日等について

- ・ 知事から2月23日（金）招集の申し出があった旨、議長から報告された。
- ・ 2月定例議会の運営を協議する議会運営委員会は、2月19日（月）午後1時に開催することとされた。

(主な発言)

【小出典聖委員長】

ただ今から、議会運営委員会理事会を開会する。

まず始めに、2月定例議会の招集日等についてであるが、議長から発言がある。

【内田康宏議長】

本日、知事から、2月23日(金)に2月定例議会を招集したい旨の申し出があったのでご報告する。

【小出典聖委員長】

お聞きのとおりである。

なお、2月定例議会の運営を協議する議会運営委員会は、2月19日(月)午後1時に開催したいと思う。

また、2月定例議会の日程については、お手元の案のとおり諮らせてもらう予定であるので、ご承知おき願う。

本日の議題は以上である。

それでは、これをもって理事会を閉会する。

その他参考事項

- ・ 特になし

委員長

副委員長

記録者














書記

渡辺浩志

印

平成19年2月定例議会日程(案)

日数	月日	曜	日 程	備 考
	2月16日	金	招集告示	
	17日	土		
	18日	日		
	19日	月	議会運営委員会(午後1時)	
	20日	火		
	21日	水		
	22日	木		
1	23日	金	本会議〔開会〕(午前10時)	
2	24日	土		
3	25日	日		
4	26日	月	議案説明会〔地域振興環境関係・健康福祉関係〕(午前10時)	
5	27日	火	議案説明会〔産業労働関係・農林水産関係〕(午前10時)	
6	28日	水	議案説明会〔建設関係・文教関係〕(午前10時) 議会運営委員会理事会(議案説明会終了後)	代表質問・一般質問通告提出期限 (正午)
7	3月1日	木	議案説明会〔警察関係・総務県民関係〕(午前10時)	
8	2日	金	本会議〔代表質問〕(午前10時)	請願・陳情提出期限(正午)
9	3日	土		
10	4日	日		
11	5日	月	本会議〔一般質問〕(午前10時) 議会運営委員会理事会(午後休憩時)	議案質疑通告提出期限(正午)
12	6日	火	本会議〔一般質問〕(午前10時)	
13	7日	水	本会議〔一般質問・議案質疑〕(午前10時)	
14	8日	木	本会議〔議案質疑〕(午前10時) 総務・政審会長会議(昼休憩時)	
15	9日	金	本会議〔議案質疑・委員会付託〕(午前10時)	
16	10日	土		
17	11日	日		
18	12日	月	委員会〔補正予算等早く議決を要する議案の審査〕(午前10時) 議会運営委員会(委員会終了後) 本会議(概ね午後1時)	
19	13日	火	委員会〔地域振興環境・健康福祉・産業労働・農林水産・ 建設・文教・警察・総務県民〕(午後1時)	
20	14日	水	委員会〔地域振興環境・健康福祉・産業労働・農林水産・ 建設・文教・警察・総務県民〕(午後1時)	意見書案・決議案提出期限 (午後5時)
21	15日	木		討論通告提出期限(午後5時)
22	16日	金	議会運営委員会(午前11時30分) 総務・政審会長会議(概ね午後2時)	
23	17日	土		
24	18日	日		
25	19日	月		
26	20日	火	本会議〔閉会〕(午前10時) 議会運営委員会理事会(本会議終了後)	

議長 
 副議長 
 事務局長 
 次長 
 議事課長 
 主幹 (議事)  課長補佐 
 主任主査 
 主幹 (委員会・企画)  課長補佐 
 主任主査  主査 
 平成19年3月22日 / 担当 

議会運営委員会理事会記録

会議日時	平成19年2月28日(水) 午後1時30分から午後1時43分まで
会場	議会運営委員会室

出席議員 10名
 小出典聖、秋田政幸 正副委員長
 小林功、久保田浩文、熊田裕通、松山登、高木ひろし、
 小島丈幸 各理事
 内田康宏、小久保三夫 正副議長

欠席議員 0名

議員以外の出席者

議会事務局長、同次長、総務課長、秘書室長、議事課長、調査課長、議事課主幹（2名）、調査課主幹（2名）

付議又は調査事件名及び審査又は調査の結果

1 代表質問・一般質問の発言通告者及び発言順序について

- ・ 別紙のとおり確認され、了承された。

2 今議会の運営について

(1) 公立学校の卒業式について

- ・ 3月1日（木）の議案説明会の4日目が公立高校の卒業式と、3月7日（水）の一般質問の3日目・議案質疑の1日目が公立中学校の卒業式と、3月20日（火）の閉会日が公立小学校の卒業式とそれぞれ重なっているが、この件に関しては従来から議会審議優先とされているため、各会派においてこの旨の周知を求める発言が委員長からあった。

(2) 人事委員会の意見聴取が必要な議案について

- ・ 意見聴取をした結果については、議案質疑の日程の中で、これらの議案が議題となった際に議長から報告するとともに、件数が8件と多いため、議場に資料として配付することが了承された。

(主な発言)

【小出典聖委員長】

ただ今から、議会運営委員会理事会を開会する。

それでは、まず、代表質問・一般質問の発言通告者及び発言順序について、ご協議願いたいと思う。

お手元に、通告に基づいてとりまとめた資料が配付してあるのでご確認願う。

(確認)

それでは、そのようにご了承願う。

次に、今定例会の運営に関してであるが、まず、公立学校の卒業式についてである。

今定例会の日程のうち、3月1日(木)の議案説明会の4日目が公立高校の卒業式と、3月7日(水)の一般質問の3日目・議案質疑の1日目が公立中学校の卒業式と、3月20日(火)の閉会日が公立小学校の卒業式と、それぞれ重なっているが、この件に関しては、従来から、議会審議優先ということで確認されている。

そこで、各会派においては、この旨の周知をよろしく願います。

次に、今回提出されている議案の審議に当たり、人事委員会の意見を聴取しなければならない議案があるので、あらかじめご承知おき願う。

お手元に、参考として資料を配付させてもらったが、第20号議案、第21号議案、第25号議案、第31号議案から第34号議案まで及び第52号議案の8件である。

なお、意見を聴取した結果については、議案質疑の日程の中で、これらの議案が議題となった際に、議長から報告するとともに、件数も8件と多いことから、議場に資料として配付させてもらうのでご了承願う。

予定した議題は以上である。

これをもって、議会運営委員会理事会を閉会する。

その他参考事項

- ・ 特になし

委員長

副委員長

記録者 書記

渡辺浩志 (印)

平成19年2月定例議会
代表質問発言通告者

1 岩村進次 (自民党)

県政一般について

2 片桐清高 (民主党)

県政一般について

3 鬼頭英一 (公明党)

県政一般について

平成19年2月定例議会一般質問発言通告者会派別一覧表

自 民 党	民 主 党
藤 川 政 人	原 田 信 夫
佐 宗 靖 広	黒 川 節 男
伊 藤 勝 人	山 田 幸 洋
寺 本 充	水 野 豊 明
鈴 木 正	華 地 山 義 章
酒 井 庸 行	近 藤 良 三
鈴 木 愿	
奥 村 悠 二	
浅 井 喜 代 治	
山 下 史 守 朗	計 6 名
外 山 半 三	公 明 党
	渡 会 克 明
	木 藤 俊 郎
	計 2 名
	無 所 属
	計 0 名
計 11 名	合計 19 名

平成19年2月定例議会一般質問発言順序表

順位	氏名	所属	順位	氏名	所属
1	藤川政人	自民	16	山下史守朗	自民
2	原田信夫	民主	17	木藤俊郎	公明
3	佐宗靖広	自民	18	外山半三	自民
4	黒川節男	民主	19	近藤良三	民主
5	伊藤勝人	自民			
6	渡会克明	公明			
7	寺本充	自民			
8	鈴木正	自民			
9	山田幸洋	民主			
10	酒井庸行	自民			
11	鈴木愿	自民			
12	水野豊明	民主			
13	奥村悠二	自民			
14	浅井喜代治	自民			
15	華地山義章	民主			

平成19年2月定例議会一般質問発言通告者及び要旨

(自民党)

氏名	発言の要旨
藤川政人	1 障害者の地域生活とコロニーの再編計画について
佐宗靖広	1 優秀な教員の確保等について
	2 奥三河地域における地方機関の見直しについて
伊藤勝人	1 教育行政について
	2 観光振興策について
寺本充	1 少子化対策について
	2 治安対策について
鈴木正	1 平成19年度予算編成について
	2 三河山間地域の振興について
	3 教育問題(家庭・少人数教育)について
酒井庸行	1 大規模地震対策について
鈴木愿	1 地球温暖化対策について
奥村悠二	1 自閉症について

(自民党)

氏名	発言の要旨
浅井喜代治	1 幡豆地区内陸用地造成事業の土砂採取事業の中止とその後 の土地利活用の状況について
山下史守朗	1 少子高齢化への対応・対策(子育て支援、地域との連携)に ついて
外山半三	1 3期目の神田県政における地域づくり等への取組みについて
	2 警察官の処遇の改善について

(民主 党)

氏 名	発 言 の 要 旨
原 田 信 夫	1 指定管理者制度について
	2 市場化テストについて
	3 愛知県の地域医療について
黒 川 節 男	1 「格差社会」県内の地域間格差について
	2 旧トヨーボール問題(アスベスト)について
山 田 幸 洋	1 少子高齢化について
	2 県有財産について
水 野 豊 明	1 尾張旭市における県有施設について
	2 河川整備について
	3 学校教育について
華 地 山 義 章	1 県内における格差について
	2 入札制度について
近 藤 良 三	1 財政健全化に向けての取り組みについて
	2 西三河、知多地域、中部国際空港を結ぶ道路網等整備 について

(公明党)

氏名	発言の要旨
渡会克明	1 少子化対策について
	2 医療人材の確保について
	3 障害者の工賃倍増計画の推進について
木藤俊郎	1 視覚障害者の情報バリアフリーについて
	2 学校図書館の図書整備について
	3 いじめ問題等の相談体制の拡充について

質 問 順 序 表

(平成15年6月13日 議会運営委員会決定)

代表質問

1 自 民 2 民 主 3 公 明

一般質問及び議案質疑

1 自 民 2 民 主
3 自 民 4 民 主
5 自 民 6 公 明
7 自 民
8 自 民 9 民 主
10 自 民
11 自 民 12 民 主
13 自 民
14 自 民 15 民 主
16 自 民 17 公 明
18 自 民 19 民 主
20 自 民
21 自 民 22 民 主
23 自 民
24 自 民 25 民 主
26 自 民
27 自 民 28 公 明
29 自 民 30 民 主

(注) 交渉団体以外から発言通告が提出された場合は、議会運営委員会
理事会において、質問順序を含めて協議する。

人事委員会の意見聴取について

○ 人事委員会の意見聴取（地方公務員法第5条第2項）

職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について必要な規定を定めた条例を制定又は改廃するときは、議会は、人事委員会の意見を聞かなければならない。

- ・ 第20号議案 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の制定について
- ・ 第21号議案 愛知県公立大学法人の設立に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてのうち職員に関する事項
- ・ 第25号議案 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてのうち職員に関する事項
- ・ 第31号議案 職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- ・ 第32号議案 職員の給与に関する条例の一部改正について
- ・ 第33号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- ・ 第34号議案 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- ・ 第52号議案 愛知県警察の組織等に関する条例等の一部を改正する条例中第3条（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）について

議長



副議長



事務局長



次長



議事課長

主幹
(議事)



課長補佐



主任主査



主幹
(委員会・企画)



課長補佐



主任主査



主査



平成19年3月22日 /

担当



議会運営委員会理事会記録

会議日時

平成19年3月5日(月)
午後2時48分から午後2時52分まで

会場

議会運営委員会室

出席議員 10名

小出典聖、秋田政幸 正副委員長

小林功、久保田浩文、熊田裕通、松山登、高木ひろし、

小島文幸 各理事

内田康宏、小久保三夫 正副議長

欠席議員 0名

議員以外の出席者

議会事務局長、同次長、総務課長、秘書室長、議事課長、調査課長、議事課主幹（2名）、調査課主幹（2名）

付議又は調査事件名及び審査又は調査の結果

- 1 議案質疑の発言通告者及び発言順序について
 - ・ 別紙のとおり確認され、了承された。
- 2 永年在職議員の顕彰について
 - ・ 今月議員在職 30 年を迎える山本和明議員の顕彰について議長から発言があり、承認された。

(主な発言)

【小出典聖委員長】

ただ今から、議会運営委員会理事会を開会する。

まず始めに、本会議の再開時間であるが、予鈴を3時30分、本鈴を3時40分としたいと思うがいかがか。

(了承)

それでは、そのように決定する。

次に、議案質疑の発言通告者及び発言順序について、ご協議願いたいと思う。

お手元に、通告に基づいてとりまとめた資料が配付してあるので、ご確認を願いたいと思う。

(確認)

それでは、そのようにご了承願う。

なお、議案質疑においては、従来から、通告した事項に関連する質問については、認めるということで、弾力的に運用することが確認されている。

例えば、総務費として通告し、総務部関係の質問を行う中で、関連する事項について、総務部以外の部局に対して質問するといったケースであるが、こうした場合には、従来から、議長において、常識的な範囲内で、弾力的な取扱いがなされてきているので、今回もそのように運用していくということでご了承願う。

次に、永年在職議員の顕彰について、議長から発言がある。

【内田康宏議長】

永年在職議員の顕彰については、お手元の愛知県議会議員永年在職者顕彰要領により、在職期間が30年に達した議員を対象に、顕彰状を交付し、議事堂内に肖像写真を掲額することとなっている。

ついで、今月、議員在職30年を迎える山本和明議員の顕彰について、承認をお願いしたいと思う。

【小出典聖委員長】

お聞きのとおりであるが、山本和明議員の顕彰について、承認することとしてよろしいか。

(了承)

それでは、そのように決定する。

予定いたしました議題は以上である。

これをもって、議会運営委員会理事会を閉会する。

その他参考事項

- ・ 特になし

委員長

副委員長

記録者

書記

渡辺 芳志



(第3区分) 第1号議案中 歳出第1款から第5款まで

順位	氏名	所属	順位	氏名	所属
1	吉田真人	自民			
2	富田昭雄	民主			
3	大見正	自民			
4	金澤利夫	民主			
5	神戸洋美	自民			
6	木藤俊郎	公明			
7	酒井庸行	自民			
8	藤川政人	自民			
9	中村友美	民主			
10	沢田丸四郎	自民			
11	加藤実	自民			
12	かしわぐま光代	民主			
13	小島丈幸	公明			
14	米田展之	公明			

(第4区分) 第1号議案中 歳出第6款から第8款まで

順位	氏名	所属	順位	氏名	所属
1	中野治美	自民	16	仲敬助	民主
2	原田信夫	民主	17	山田幸洋	民主
3	酒井庸行	自民	18	かしわぐま光代	民主
4	渡辺まさし	民主	19	高柳淳子	無所属
5	神野博史	自民			
6	渡会克明	公明			
7	横井五六	自民			
8	大竹正人	自民			
9	とね勝之	民主			
10	鈴木孝昌	自民			
11	田島ひろし	自民			
12	高橋正子	民主			
13	勝崎泰生	自民			
14	佐宗靖広	自民			
15	高木ひろし	民主			

(第5区分) 第1号議案中 残り全部と第2号議案以下の議案全部

順位	氏名	所属	順位	氏名	所属
1	吉田真人	自民	16	深谷勝彦	自民
2	森井元志	民主	17	米田展之	公明
3	大見正	自民	18	鈴木孝昌	自民
4	高木ひろし	民主	19	鈴木愿	自民
5	神戸洋美	自民	20	桂俊弘	公明
6	渡会克明	公明			
7	神野博史	自民			
8	杉浦孝成	自民			
9	富田昭雄	民主			
10	中根義一	自民			
11	鈴木正	自民			
12	西川厚志	民主			
13	藤川政人	自民			
14	大竹正人	自民			
15	波形昌洋	民主			

(第3区分) 第1号議案中 歳出第1款から第5款まで

順位	氏名	所属	通告事項
1	吉田真人	自民	第5款 環境費
			第1項 環境対策費
2	富田昭雄	民主	第2款 総務費
			第4項 市町村振興費
3	大見正	自民	第5款 環境費
			第1項 環境対策費
4	金澤利夫	民主	第3款 地域振興費
			第1項 地域振興総務費
5	神戸洋美	自民	第2款 総務費
			第1項 知事政策費
			第3款 地域振興費
			第1項 地域振興総務費
6	木藤俊郎	公明	第3款 地域振興費
			第1項 地域振興総務費
7	酒井庸行	自民	第2款 総務費
			第1項 知事政策費

(第3区分) 第1号議案中 歳出第1款から第5款まで

順位	氏名	所属	通告事項
8	藤川政人	自民	第4款 県民生活費
			第5項 防災費
9	中村友美	民主	第4款 県民生活費
			第3項 社会活動推進費
10	沢田丸四郎	自民	第3款 地域振興費
			第1項 地域振興総務費
11	加藤実	自民	第5款 環境費
			第2項 自然環境費
12	かしわぐま光代	民主	第5款 環境費
			第1項 環境対策費
13	小島丈幸	公明	第4款 県民生活費
			第1項 県民生活総務費
			第5款 環境費
			第1項 環境対策費
14	米田展之	公明	第5款 環境費
			第1項 環境対策費

(第4区分) 第1号議案中 歳出第6款から第8款まで

順位	氏名	所属	通告事項
1	中野治美	自民	第8款 農林水産費
			第3項 土地改良費
2	原田信夫	民主	第6款 健康福祉費
			第3項 児童家庭費
3	酒井庸行	自民	第7款 産業労働費
			第2項 商工業費
4	渡辺まさし	民主	第6款 健康福祉費
			第3項 児童家庭費
5	神野博史	自民	第6款 健康福祉費
			第3項 児童家庭費
6	渡会克明	公明	第6款 健康福祉費
			第8項 医薬費
7	横井五六	自民	第8款 農林水産費
			第1項 農業総務費
8	大竹正人	自民	第7款 産業労働費
			第3項 観光費

(第4区分) 第1号議案中 歳出第6款から第8款まで

順位	氏名	所属	通告事項
9	とね 勝之	民主	第6款 健康福祉費
			第4項 高齢福祉費
10	鈴木 孝昌	自民	第6款 健康福祉費
			第8項 医薬費
11	田島 ひろし	自民	第6款 健康福祉費
			第4項 高齢福祉費
12	高橋 正子	民主	第6款 健康福祉費
			第6項 生活衛生費
13	勝崎 泰生	自民	第6款 健康福祉費
			第5項 障害福祉費
14	佐宗 靖太	自民	第8款 農林水産費
			第1項 農業総務費
			第5項 林業費
15	高木 ひろし	民主	第6款 健康福祉費
			第8項 医薬費
16	仲 敬助	民主	第7款 産業労働費
			第2項 商工業費

(第5区分) 第1号議案中 残り全部と第2号議案以下の議案全部

順位	氏名	所属	通告事項
1	吉田真人	自民	第10款 警察費
			第1項 警察管理費
2	森井元志	民主	第9款 建設費
			第7項 都市計画費
3	大見正	自民	第11款 教育費
			第1項 教育総務費
4	高木ひろし	民主	第11款 教育費
			第1項 教育総務費
			第4項 高等学校費
			第5項 特別支援学校費
			第9項 私立学校費
5	神戸洋美	自民	第11款 教育費
			第6項 生涯学習費
6	渡会克明	公明	第9款 建設費
			第8項 建築費
7	神野博史	自民	第11款 教育費
			第1項 教育総務費

(第5区分) 第1号議案中 残り全部と第2号議案以下の議案全部

順位	氏名	所属	通告事項
8	杉浦孝成	自民	第9款 建設費
			第8項 建築費
9	富田昭雄	民主	第11款 教育費
			第1項 教育総務費
10	中根義一	自民	第11款 教育費
			第7項 保健体育費
			第17号議案
			平成19年度愛知県内陸用地造成事業会計
			予算
11	鈴木正	自民	第9款 建設費
			第1項 建設管理費
12	西川厚志	民主	第11款 教育費
			第4項 高等学校費
13	藤川政人	自民	第10款 警察費
			第2項 警察活動費

(第5区分) 第1号議案中 残り全部と第2号議案以下の議案全部

順位	氏名	所属	通告事項
14	大竹正人	自民	第9款 建設費
			第2項 道路橋りょう費
			第15号議案
			平成19年度愛知県水道事業会計予算
			第50号議案
			愛知県公営企業の設置等に関する条例の一部
			改正について
15	波形昌洋	民主	第38号議案
			愛知県環境影響評価条例の一部改正について
16	深谷勝彦	自民	第9款 建設費
			第8項 建築費
17	米田展之	公明	第10款 警察費
			第1項 警察管理費
18	鈴木孝昌	自民	第9款 建設費
			第2項 道路橋りょう費
19	鈴木愿	自民	第9款 建設費
			第3項 河川海岸費
			第5項 港湾費
			第6項 漁港費

質 問 順 序 表

(平成15年6月13日 議会運営委員会決定)

代表質問

1	自 民	2	民 主	3	公 明
---	-----	---	-----	---	-----

一般質問及び議案質疑

1	自 民	2	民 主		
3	自 民	4	民 主		
5	自 民			6	公 明
7	自 民				
8	自 民	9	民 主		
10	自 民				
11	自 民	12	民 主		
13	自 民				
14	自 民	15	民 主		
16	自 民			17	公 明
18	自 民	19	民 主		
20	自 民				
21	自 民	22	民 主		
23	自 民				
24	自 民	25	民 主		
26	自 民				
27	自 民			28	公 明
29	自 民	30	民 主		

(注) 交渉団体以外から発言通告が提出された場合は、議会運営委員会
理事会において、質問順序を含めて協議する。

愛知県議会議員永年在職者顕彰要領

〔平成8年2月21日〕
〔議会運営委員会理事会決定〕

1 顕彰基準

愛知県議会議員として、在職期間が通算して30年に達した議員を対象とする。

2 実施手続

顕彰は、議長が議会運営委員会理事会の承認を得て実施する。

3 顕彰方法

- (1) 顕彰状を交付する。
- (2) 「肖像写真」を、議事堂内に掲額する。

4 その他

この要領に定めるもののほか、顕彰の実施に関し必要な事項は、別に議長が定める。

附 則

この要領は、平成8年2月21日から施行する。

議長

副議長

事務局長

次長

議事課長

主幹
(議事)

主幹
(委員会・企画)

課長補佐

主任主査

課長補佐

主任主査

主査

平成19年3月20日

担当

議会運営委員会理事会記録

会議日時

平成19年3月9日(金)
午前11時23分から午前11時34分まで

会場

議会運営委員会室

出席議員 10名

小出典聖、秋田政幸 正副委員長

小林功、久保田浩文、熊田裕通、松山登、高木ひろし、

小島丈幸 各理事

内田康宏、小久保三夫 正副議長

欠席議員 0名

議員以外の出席者

産業労働部長、同次長

議会事務局長、同次長、総務課長、秘書室長、議事課長、調査課長、議事課主幹（2名）、
調査課主幹（2名）

付議又は調査事件名及び審査又は調査の結果

(主な発言)

【小出典聖委員長】

ただ今から、議会運営委員会理事会を開会する。

それでは、このあとの本会議の開会時間であるが、予鈴を12時50分、本鈴を1時としたいと思うがいかがか。

(了承)

それでは、そのように決定する。

なお、残りの質問者は6人であるので、休憩をはさまず進行したいと思っているのでよろしく願います。

予定した議題は以上である。

これをもって、議会運営委員会理事会を閉会する。

その他参考事項

- ・ 特になし














委員長

副委員長

記録者

書記

渡辺芳志(印)

議長 
 副議長 
 事務局長 
 次長
 議事課長 
 主幹 (議事) 
 主幹 (委員会・企画) 
 課長補佐 
 主任主査 
 課長補佐 
 主任主査 
 主任主査 
 主査 
 平成19年4月13日 担当 

議会運営委員会理事会記録

会議日時 平成19年3月20日(火)
 午後1時21分から午後1時39分まで

会場 議会運営委員会室

出席議員 10名

小出典聖、秋田政幸 正副委員長

小林功、久保田浩文、熊田裕通、松山登、高木ひろし、

小島丈幸 各理事

内田康宏、小久保三夫 正副議長

欠席議員 0名

議員以外の出席者

議会事務局長、同次長、総務課長、秘書室長、議事課長、調査課長、議事課主幹（2名）、
調査課主幹（2名）

付議又は調査事件名及び審査又は調査の結果

1 5月臨時議会の招集日について

- ・ 知事から5月21日（月）に招集したい旨の申し出があったことが、議長から報告された。

(主な発言)

【小出典聖委員長】

ただ今から、議会運営委員会理事会を開会する。

この際、お諮りする。

県政記者クラブ加盟社から、本理事会を録画したい旨の申し出があったので、これを許可することに決してご異議ないか。

(異議なし)

ご異議なしと認め、そのように決定する。

(記者クラブ録画)

まず、5月臨時議会の招集日についてであるが、議長から発言がある。

【内田康宏議長】

本日、知事から、5月臨時議会については、5月21日(月)に招集したい旨の申し出があったのでご報告する。

【小出典聖委員長】

お聞きのとおりであるので、よろしく願います。

本日の議題は以上である。

それでは、これをもって理事会を閉会する。

その他参考事項

- ・ 県政クラブ加盟社から録画をしたい旨の申し出があり、頭撮りとして、許可された。

委員長

副委員長

記録者 書記 渡辺浩志 (印)

平成19年5月臨時議会日程（案）

1 招集告示

平成19年5月14日（月）

2 5月臨時議会

平成19年5月21日（月）

議長
副議長
事務局長

次長

議事課長

主幹
(議事)

主幹
(委員会・企画)

課長補佐

主任主査

課長補佐

主任主査

主任主査

平成19年6月4日

担当

議会運営委員会理事会記録

会議日時	平成19年5月21日(月) 午後2時11分から午後2時24分まで
会場	議会運営委員会室

出席議員 11名

久保田浩文、藤川政人、富田昭雄 正副委員長

鈴木 愿、奥村悠二、鈴木孝昌、杉岡和明、水野豊明、

渡会克明 各理事

青山秋男、加藤精重 正副議長

欠席議員 0名

議員以外の出席者

議会事務局長、同次長、総務課長、秘書室長、議事課長、調査課長、議事課主幹（2名）、調査課主幹（2名）

付議又は調査事件名及び審査又は調査の結果

- 1 6月定例議会の招集日等について
 - ・ 知事から6月15日（金）招集の申し出があった旨、報告された。
 - ・ 6月定例議会の運営を協議する議会運営委員会は、6月11日（月）午前11時30分に開催することとされた。
- 2 代表質問、一般質問及び議案質疑に関する質問順序について
 - ・ 別紙「質問順序表（案）」が示され、6月11日（月）に開催される議会運営委員会で協議することとされた。

(主な発言)

【久保田浩文委員長】

ただ今から、議会運営委員会理事会を開会する。

まず、6月定例議会の招集日等についてであるが、議長から発言がある。

【青山秋男議長】

本日、知事から、6月定例議会については、6月15日(金)に招集したい旨の申し出があったので報告する。

【久保田浩文委員長】

お聞きのとおりである。

なお、6月定例議会の運営を協議する議会運営委員会は、6月11日(月)午前11時30分に開催したいと思う。

また、6月定例議会の日程については、手元の案のとおり諮らせてもらう予定であるので承知おき願う。

次に、代表質問、一般質問及び議案質疑に関する質問順序についてである。

手元に、今期の質問順序の原案と前期における質問順序表を配付させてもらった。

まず、代表質問については、「交渉団体の申合せ」に基づき、自民党、民主党、公明党の3会派が行うことになるが、質問順序については、多数会派順となっている。

次に、一般質問及び議案質疑については、従来の考え方を基本とし、各会派の所属議員数を勘案した案を示させてもらった。

なお、各定例会における一般質問の人数については、これまでの実績からすると、1日当たり7人程度ということである。

そこで、一般質問が2日間の定例会においては14番が、また、3日間の定例会においては21番が、通告をしてもらう際の目処となるので承知おき願いたいと思う。

それでは、この件については、6月11日に開催される議会運営委員会で協議願うので、手元の原案をもとに、各会派で検討してもらいたいと思う。

本日の議題は以上である。

それでは、これをもって、本日の理事会を閉会する。

その他参考事項

- ・ 特になし

委員長

副委員長

副委員長

記録者

書記

渡辺浩志



平成19年6月定例議会日程(案)

日数	月日	曜	日 程	備 考
	6月8日	金	招集告示	委員会〔所管事項説明〕(午後1時) 〔総務県民〕
	9日	土		
	10日	日		
	11日	月	議会運営委員会(午前11時30分)	委員会〔所管事項説明〕(午後1時) 〔地域振興環境・建設〕
	12日	火		委員会〔所管事項説明〕(午後1時) 〔健康福祉・産業労働・文教〕
	13日	水		委員会〔所管事項説明〕(午後1時) 〔農林水産・警察〕
	14日	木		
1	15日	金	本会議〔開会〕(午前10時) 議会運営委員会理事会(午後1時30分)	代表質問・一般質問通告提出期限 (正午)
2	16日	土		
3	17日	日		
4	18日	月		
5	19日	火	本会議〔代表質問〕(午前10時)	請願・陳情提出期限(正午) ※議案質疑も併せて行う
6	20日	水	本会議〔一般質問〕(午前10時)	※議案質疑も併せて行う
7	21日	木	本会議〔一般質問・委員会付託〕(午前10時) 総務・政審会長会議(昼休憩時)	※議案質疑も併せて行う
8	22日	金		
9	23日	土		
10	24日	日		
11	25日	月	委員会〔地域振興環境・健康福祉・ 産業労働・農林水産〕(午後1時)	
12	26日	火	委員会〔地域振興環境・健康福祉・ 産業労働・農林水産〕(午後1時)	
13	27日	水	委員会〔建設・文教・警察・総務県民〕(午後1時)	
14	28日	木	委員会〔建設・文教・警察・総務県民〕(午後1時)	意見書案・決議案提出期限 (午後5時)
15	29日	金		討論通告提出期限(午後5時)
16	30日	土		
17	7月1日	日		
18	2日	月	議会運営委員会(午前11時30分) 総務・政審会長会議(概ね午後2時)	
19	3日	火		
20	4日	水	本会議〔閉会〕(午前10時) 議会運営委員会理事会(本会議終了後)	

質問順序表 (案)

代表質問

1 自民 2 民主 3 公明

一般質問及び議案質疑

1 自民	2 民主	
3 自民		4 公明
	5 民主	
6 自民	7 民主	
8 自民		
9 自民	10 民主	
11 自民	12 民主	
13 自民		
14 自民		
15 自民	16 民主	
17 自民	18 民主	19 公明
20 自民	21 民主	
22 自民	23 民主	
24 自民		
25 自民	26 民主	
27 自民		28 公明
29 自民	30 民主	

質 問 順 序 表

〔平成15年6月13日 議会運営委員会決定〕

代表質問

1	自 民	2	民 主	3	公 明
---	-----	---	-----	---	-----


一般質問及び議案質疑


1	自 民	2	民 主		
3	自 民	4	民 主		
5	自 民			6	公 明
7	自 民				
8	自 民	9	民 主		
10	自 民				
11	自 民	12	民 主		
13	自 民				
14	自 民	15	民 主		
16	自 民			17	公 明
18	自 民	19	民 主		
20	自 民				
21	自 民	22	民 主		
23	自 民				
24	自 民	25	民 主		
26	自 民				
27	自 民			28	公 明
29	自 民	30	民 主		


(注) 交渉団体以外から発言通告が提出された場合は、議会運営委員会
理事会において、質問順序を含めて協議する。


議長 
副議長 
事務局長 


次長


議事課長 


主幹
(議事) 

主幹
(委員会・企画) 

課長補佐 

主任主査 

課長補佐 

主任主査 

主任主査



平成19年6月25日

担当



議会運営委員会理事会記録

会議日時 平成19年6月15日(金)
午後1時29分から午後1時45分まで

会場 議会運営委員会室

出席議員 11名
久保田浩文、藤川政人、富田昭雄 正副委員長
鈴木 愿、奥村悠二、鈴木孝昌、杉岡和明、水野豊明、
渡会克明 各理事
青山秋男、加藤精重 正副議長

欠席議員 0名

議員以外の出席者

議会事務局長、同次長、総務課長、秘書室長、議事課長、調査課長、議事課主幹（2名）、調査課主幹（2名）

付議又は調査事件名及び審査又は調査の結果

- 1 代表質問・一般質問の発言通告者及び発言順序について
 - ・ 別紙資料のとおり了承された。
- 2 議員の資産等の公開及び政務調査費収支報告書について
 - ・ 7月2日から議会図書室において閲覧に供される資産公開に関する報告書について、事前に記者クラブに対して、報告書のコピーを1部貸与することが了承された。
 - ・ 政務調査費の収支報告書について、平成18年度分は7月2日から、平成19年4月分は7月31日から、議会図書室において、それぞれ閲覧に供されることが報告された。

(主な発言)

【久保田浩文委員長】

ただ今から、議会運営委員会理事会を開会する。

この際、お諮りする。

県政記者クラブ加盟社から、本委員会を録画したい旨の申し出があったので、頭撮りとして、これを許可することに決して異議ないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

それでは、代表質問・一般質問の発言通告者及び発言順序について、協議願いたいと思う。手元に、通告に基づいてとりまとめた資料が配付してあるので確認願う。

(確認)

それでは、発言通告者及び発言順序については、この資料のとおりということでは承願う。

次に、議員の資産等の公開及び政務調査費収支報告書について、議長から発言がある。

【青山秋男議長】

まず、議員の資産等の公開であるが、政治倫理の確立のための議員の資産等の公開に関する条例に基づき、改選前の議員から資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書が提出されている。

これらの報告書は、7月2日から議会図書室において、閲覧に供されることとなる。

この閲覧開始に伴って、県政記者クラブから資産公開に関する報告書のコピーを貸与してもらいたいとの申し入れがあった。

これは、閲覧開始日に各社が集中して取材することにより、一般閲覧者に迷惑をかける恐れがあることから、昨年度も同様の申し入れがあり、事前に記者クラブに対して、コピーを1部貸与していた。

そこで、今回も同じ対応をしたいと考えているので、よろしく願う。

次に、政務調査費の収支報告書であるが、各会派から、平成18年度分は7月2日から、また、平成19年4月分は7月31日から、それぞれ議会図書室において、閲覧に供されることとなるので報告する。

【久保田浩文委員長】

お聞きのとおりであるので承願う。

本日の議題は以上である。
それでは、これをもって、理事会を閉会する。

その他参考事項

- ・ 県政記者クラブ加盟社から録画したい旨の申し出があり、頭撮りとして、許可された。

委員長

副委員長

副委員長

記録者

書記

渡辺浩志 (印)

平成19年6月定例議会
代表質問発言通告者

1 奥村 悠二 (自民党)

県政一般について

2 富田 昭雄 (民主党)

県政一般について

平成19年6月定例議会一般質問発言通告者会派別一覧表

自 民 党	民 主 党
石 黒 栄 一	金 澤 利 夫
神 戸 洋 美	と ね 勝 之
中 野 治 美	森 井 元 志
森 下 利 久	鈴 木 純
深 谷 勝 彦	佐 藤 ゆ う こ
峰 野 修	
吉 田 徳 保	
大 見 正	
	計 5 名
	公 明 党
	米 田 展 之
	計 1 名
計 8 名	合計 14 名

平成19年6月定例議会一般質問発言順序表

順位	氏名	所属	順位	氏名	所属
1	石黒栄一	自民			
2	金澤利夫	民主			
3	神戸洋美	自民			
4	米田展之	公明			
5	とね勝之	民主			
6	中野治美	自民			
7	森井元志	民主			
8	森下利久	自民			
9	深谷勝彦	自民			
10	鈴木純	民主			
11	峰野修	自民			
12	佐藤ゆうこ	民主			
13	吉田徳保	自民			
14	大見正	自民			

平成19年6月定例議会一般質問発言通告者及び要旨

(自民党)

氏名	発言の要旨
石黒栄一	1 警察行政について
	2 道路行政について
神戸洋美	1 DV問題について
	2 あいち・出会いと体験の道場について
	3 森林の整備・保全について
中野治美	1 高齢者福祉・障害者の自立支援について
森下利久	1 衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業について
	2 知多半島南部地域の道路整備について
	(1) 都市計画道路知多東部線及び知多西部線の整備 について
	(2) 一般県道奥田内福寺南知多線整備について
深谷勝彦	1 あいち健康の森への医療技術集積について
峰野修	1 医師確保対策について
	2 設楽ダム建設事業について
吉田徳保	1 教育問題について

(民主 党)

氏 名	発 言 の 要 旨
金 澤 利 夫	1 ビジネス航空フォーラム開催の意義について
	2 航空産業の将来性について
	3 臓器移植医療について
と ね 勝 之	1 行政改革について
	2 県と市町村のあり方について
	3 名古屋港について
森 井 元 志	1 県営公園の運営に関して
	2 教育行政に関して
鈴 木 純	1 都市計画の見直し等について
	2 みどりの拠点整備について
	3 自治体病院支援について
佐 藤 ゆ う こ	1 子育て支援について
	2 高速道路問題について
	3 教育問題について

(公明党)

氏名	発言の要旨
米田展之	1 給食費や保育料の未納問題について
	2 地域の安全確保のための自主防犯活動促進のための
	拠点整備について
	3 山間地村落における鳥獣駆除対策について
	4 アジア諸国への国際環境協力の推進について

質 問 順 序 表

〔平成19年6月11日 議会運営委員会決定〕


代表質問

1 自 民 2 民 主 3 公 明

一般質問及び議案質疑


1 自 民	2 民 主	
3 自 民		4 公 明
	5 民 主	
6 自 民	7 民 主	
8 自 民		
9 自 民	10 民 主	
11 自 民	12 民 主	
13 自 民		
14 自 民		
15 自 民	16 民 主	
17 自 民	18 民 主	19 公 明
20 自 民	21 民 主	
22 自 民	23 民 主	
24 自 民		
25 自 民	26 民 主	
27 自 民		28 公 明
29 自 民	30 民 主	


議長 


副議長 


事務局長


次長


議事課長 


主幹 (議事) 


主幹 (委員会・企画) 

課長補佐 

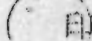
主任主査 

課長補佐 

主任主査 

主任主査 

平成19年7月13日

担当 

議会運営委員会理事会記録

会議日時	平成19年7月4日(水) 午前11時1分から午前11時19分まで
会場	議会運営委員会室
出席議員	11名 久保田浩文、藤川政人、富田昭雄 正副委員長 鈴木 愿、奥村悠二、鈴木孝昌、杉岡和明、水野豊明、 渡会克明 各理事 青山秋男、加藤精重 正副議長
欠席議員	0名

議員以外の出席者

議会事務局長、同次長、総務課長、秘書室長、議事課長、調査課長、議事課主幹（2名）、調査課主幹（2名）

付議又は調査事件名及び審査又は調査の結果

1 9月定例議会の招集日について

- ・ 知事から9月19日（水）招集の申し出があった旨が報告された。
- ・ 9月定例議会の運営を協議する議会運営委員会は、9月14日（金）午後1時に開催することとされた。

2 議会運営委員会の県外調査について

- ・ 11月8日（木）及び9日（金）の日程で、議会運営に関する調査を行う旨が委員長から発言された。
- ・ 調査先については、正副委員長で日程を作成し、後日諮ることとされた。

(主な発言)

【久保田浩文委員長】

ただ今から、議会運営委員会理事会を開会する。

この際、お諮りする。

県政記者クラブ加盟社から、本理事会を録画したい旨の申し出があったので、頭撮りとして、これを許可することに決して異議ないか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように決定する。

まず始めに、9月定例議会の招集日についてであるが、議長から発言がある。

【青山秋男議長】

本日、知事から、9月定例議会については、9月19日(水)に招集したい旨の申し出があったので報告する。

【久保田浩文委員長】

お聞きのとおりである。

なお、9月定例議会の運営を協議する議会運営委員会は、9月14日(金)午後1時に開催したいと思う。

また、9月定例議会の日程については、手元の案のとおり諮らせてもらう予定であるので承知おき願う。

次に、本委員会の県外調査についてであるが、11月8日(木)及び9日(金)の日程で、議会運営に関する調査を行いたいと思うので承知おき願う。

なお、調査先等については、両副委員長とも相談のうえ、日程案を作成し、後日、諮らせてもらうので、よろしく願います。

予定した議題は以上である。

それでは、これをもって、本日の理事会を閉会する。

その他参考事項

- ・ 県政記者クラブ加盟社から録画したい旨の申し出があり、頭撮りとして、許可された。

委員長

副委員長

副委員長

記録者 書記 渡辺若志 印

平成19年9月定例議会日程(案)

日数	月日	曜	日 程	備 考
	9月12日	水	招集告示	
	13日	木		
	14日	金	議会運営委員会(午後1時)	
	15日	土		
	16日	日		
	17日	月		
	18日	火		
1	19日	水	本会議〔開会〕(午前10時) 議会運営委員会理事会(午後1時30分)	代表質問・一般質問通告提出期限 (正午)
2	20日	木		
3	21日	金		
4	22日	土		
5	23日	日		
6	24日	月		
7	25日	火	本会議〔代表質問〕(午前10時)	請願・陳情提出期限(正午) ※議案質疑も併せて行う
8	26日	水	本会議〔一般質問〕(午前10時)	※議案質疑も併せて行う
9	27日	木	本会議〔一般質問〕(午前10時)	※議案質疑も併せて行う
10	28日	金	本会議〔一般質問・委員会付託〕(午前10時) 総務・政審会長会議(昼休憩時)	※議案質疑も併せて行う
11	29日	土		
12	30日	日		
13	10月1日	月		
14	2日	火	委員会〔地域振興環境・健康福祉・ 産業労働・農林水産〕(午後1時)	
15	3日	水	委員会〔地域振興環境・健康福祉・ 産業労働・農林水産〕(午後1時)	
16	4日	木	委員会〔建設・文教・警察・総務県民〕(午後1時)	
17	5日	金	委員会〔建設・文教・警察・総務県民〕(午後1時)	意見書案・決議案提出期限 (午後5時)
18	6日	土		
19	7日	日		
20	8日	月		
21	9日	火	公営企業会計決算特別委員会(午前11時) 一般会計・特別会計決算特別委員会(午後1時)	討論通告提出期限(午後5時)
22	10日	水	議会運営委員会(午前11時30分) 総務・政審会長会議(概ね午後2時)	
23	11日	木		
24	12日	金	本会議〔閉会〕(午前10時) 議会運営委員会理事会(本会議終了後)	

議長



副議長



事務局長



次長



調査課長



主任主査



主査

主幹

(広報・情報)



議事課長



課長補佐



主査

主任主査



主幹

(議事)

平成18年10月27日

担当



議会運営委員会理事会 (情報公開異議申立て関係) 記録

会議日時

平成18年10月12日(木)

午前11時54分から午前11時59分まで

会場

議会運営委員会室

出席委員 8名

小出典聖、田中志典 正副委員長

小林功、久保田浩文、熊田裕通、松山登、高木ひろし、小島丈幸

各理事

委員以外の出席者

議会事務局長、同次長、総務課長、秘書室長、議事課長、調査課長、議事課主幹（2名）、調査課主幹

付議又は調査事件名及び審査又は調査の結果

<付議事件等>

- 1 不開示等の理由について
 - ・別添「異議申立て一覧」及び「不開示理由説明書」に基づき、不開示等の理由について事務局から説明を行った。
- 2 学識経験者からの意見聴取について
 - ・愛知県議会が管理する行政文書の開示に関する規程に基づく学識経験者からの意見聴取について、実施することに決定された。
 - ・学識経験者からの意見の聴取方法については、正副委員長に一任することで了承された。
- 3 異議申立人からの意見陳述について
 - ・異議申立人からの意見陳述については、行わないことに決定された。

(主な発言)

【小出委員長】

それでは、引き続き、情報公開に係る開示決定等に対する異議申立ての調査を行う。

以上で、本日予定した付議事項は終了した。

それでは、これをもって、議会運営委員会理事会を閉会する。

その他参考事項


- ・ 特になし

委員 長


副委員 長

記録者

書記

伊藤 俊彦 

書記

竹内 弘行 

平成18年10月10日現在

異議申立て

番号	申立年月日	申立人	申立に係	申立の理由	備考
1	H18. 8. 16		H18. 7. 31開示 H18. 8. 14付136号行政処分 法示で務古し下	憲法違反＝刑法抵触 及び同左 (要旨)	異議申立人が何を求めているかを汲み取り異議申立ての趣旨を「不開示決定の取消しを求める」と解する。
2	H18. 8. 18		H18. 8. 1開示 H18. 8. 15付173-1号行政処分	一般会計 (県民の納税金公金) 行政に対する決算書不作成の行政行為不可行政文書 (公文書) の不作為は憲法違反	
3	H18. 8. 18		H18. 8. 1開示 H18. 8. 15付173-3号行政処分	一般会計 (県民の納税金公金) 行政に対する決算書不作成の行政行為不可行政文書 (公文書) の不作為は憲法違反	
4	H18. 8. 24		H18. 8. 8開示 H18. 8. 22付179-1号行政処分	憲法違反－21条国民の知る権利基本的人権の侵害	
5	H18. 8. 24		H18. 8. 8開示 H18. 8. 22付179-2号行政処分	憲法違反－21条国民の知る権利基本的人権の侵害	

不開示理由説明書

1 件名

「愛知県議会傍聴規則（前県議長川上万一郎が勝手に私儀の国民の権利である議会傍聴を妨害す行為は「憲法違反」である 現議長内田康宏は、この行為に対する「法律根拠」）不開示の件

2 原処分の内容

(1) 決定内容

不開示決定

(2) 開示しないこととした根拠

愛知県情報公開条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当

開示請求に係る文書は、県の図書館、中央県民生活プラザ等において、県民の利用に供することを目的として管理されているものであり、愛知県情報公開条例第 2 条第 2 項に規定する行政文書に該当しないため

3 開示しないこととした理由

異議申立人が請求した文書は、「前県議長川上万一郎が勝手に私儀の国民の権利である議会傍聴を妨害す行為は「憲法違反」である 現議長内田康宏は、この行為に対する「法律根拠」である。本県議会には、地方自治法第 130 条の規定により、議会の傍聴人の取締りに関し設けられているものとして、「愛知県議会傍聴規則」がある。したがって、本件開示請求に係る文書を愛知県議会傍聴規則と特定した。

愛知県議会傍聴規則は、本県が編集している「愛知県法規集」の中に収録されている。愛知県法規集は、県の図書館、中央県民生活プラザ等において、県民の利用に供することを目的として管理されている。

愛知県情報公開条例第 2 条第 2 項ただし書においては、このように県の図書館等の施設において県民の利用に供する目的で管理されている行政文書については、当該施設の利用規程等に従って閲覧等が行われることにより、一般にその内容を容易に知り得るものであることから、この条例の対象となる行政文書から除くこととしている。

したがって、当該文書については、この条例の対象となる行政文書ではなく、愛知県情報公開条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するものとして不開示とした。

不開示理由説明書

1 件名

「愛知県議会の平成 11 年度分の歳入歳出決算書」不開示の件

2 原処分の内容

(1) 決定内容

不開示決定

(2) 開示しないこととした根拠

愛知県情報公開条例附則（平成 12 年 7 月 18 日公布）第 2 項に該当

行政文書のうち、平成 13 年 4 月 1 日前に議会の職員が作成し、又は取得した行政文書は、愛知県情報公開条例第 2 章の規定の適用対象外であり、開示請求できる行政文書に当たらないため

3 開示しないこととした理由

異議申立人が開示請求した文書は、「愛知県民（国民）が納金した税金すなわち県の県民からの歳入金の一般会計の納税金と県議会が必要経費として歳出の決算書（平成 11 年度から平成 17 年度まで）」であり、開示請求に係る文書を「愛知県議会の歳入歳出決算書（平成 11 年度から平成 17 年度まで）」と特定した。

そのうえで、「愛知県議会の歳入歳出決算書」を「平成 11 年度分」、「平成 12～16 年度分」及び「平成 17 年度分」に区分して行政文書不開示決定を行った。

本件異議申立ては、このうち、「愛知県議会の平成 11 年度分の歳入歳出決算書」不開示決定に対して行われたものである。

本件開示請求に係る文書である「愛知県議会の平成 11 年度分の歳入歳出決算書」については、「平成 11 年度愛知県歳入歳出決算書」に掲載されているものである。

毎年度の歳入歳出決算書については、地方自治法第 233 条の規定により、出納長が調製し、出納の閉鎖後 3 か月以内に証書類その他政令で定める書類とあわせて、知事に提出しなければならないとされ、知事は、これら書類を監査委員の審査に付するとともに、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならないとされているものである。

「平成 11 年度愛知県歳入歳出決算書」は、平成 12 年 12 月定例議会の認定に付されたものであり、これを議会の職員が取得したのは、平成 12 年 11 月 27 日である。

本県議会が愛知県情報公開条例の実施機関となったのは、平成 13 年 4 月 1 日であり、条例附則（平成 12 年 7 月 18 日公布）第 2 項の規定により、平成 13 年 4 月 1 日前に議会の職員が作成し、又は取得した行政文書で、議会が管理しているものについては、改正後の愛知県情報公開条例の規定は、適用しないとされている。

本件開示請求に係る文書は、本県議会が愛知県情報公開条例の実施機関となる前に議会の職員が取得した行政文書に該当し、開示請求の対象となる行政文書に当たらないため、不開示とした。

不開示理由説明書

1 件名

「愛知県議会の平成 17 年度分の歳入歳出決算書」不開示の件

2 原処分の内容

(1) 決定内容

不開示決定

(2) 開示しないこととした根拠

愛知県情報公開条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当

3 開示しないこととした理由

異議申立人が開示請求した文書は、「愛知県民（国民）が納金した税金すなわち県の県民からの歳入金的一般会計の納税金と県議会が必要経費として歳出の決算書（平成 11 年度から平成 17 年度まで）」であり、開示請求に係る文書を「愛知県議会の歳入歳出決算書（平成 11 年度から平成 17 年度まで）」と特定した。

そのうえで、「愛知県議会の歳入歳出決算書」を「平成 11 年度分」、「平成 12～16 年度分」及び「平成 17 年度分」に区分して行政文書不開示決定を行った。

本件異議申立ては、このうち、「愛知県議会の平成 17 年度分の歳入歳出決算書」不開示決定に対して行われたものである。

本件開示請求に係る文書である「愛知県議会の平成 17 年度分の歳入歳出決算書」については、「平成 17 年度愛知県歳入歳出決算書」に掲載されているものである。

毎年度の歳入歳出決算書については、地方自治法第 233 条の規定により、出納長が調製し、出納の閉鎖後 3 か月以内に証書類その他政令で定める書類とあわせて、知事に提出しなければならないとされ、知事は、これら書類を監査委員の審査に付するとともに、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならないとされているものである。

「平成 17 年度愛知県歳入歳出決算書」は、平成 18 年 9 月定例議会の認定に付されるものであり、これを議会の職員が取得したのは、平成 18 年 9 月 12 日である。不開示決定日（平成 18 年 8 月 15 日）時点では、開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため、愛知県情報公開条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するものとして不開示とした。

ところで、現時点では「平成 17 年度愛知県歳入歳出決算書」は、議会の職員が取得しているが、平成 18 年 9 月 14 日から中央県民生活プラザ等において県民の利用に供することを目的に管理されている。

しかしながら、愛知県情報公開条例第 2 条第 2 項ただし書においては、このように中央県民生活プラザ等の施設において県民の利用に供する目的で管理されている行政文書については、当該施設の利用規程等に従って閲覧等が行われることにより、一般にその内容を容易に知り得るものであることから、この条例の対象となる行政文書から除くこととしている。

このため、当該文書については、この条例の対象となる行政文書ではなく現時点においても、愛知県情報公開条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当し不開示となる。

不 開 示 理 由 説 明 書

1 件名

「平成10年度から平成12年度までの議長及び副議長の交際費支出に係る受領書の控（平成10年度～平成12年度までの一般会計（県民の納税金）議長及び副議長 特別交際費 議長—1,000万円 副議長X円公金から金品の受領書の控）」不開示の件

2 原処分の内容

(1) 決定内容

不開示決定

(2) 開示しないこととした根拠

愛知県情報公開条例附則（平成12年7月18日公布）第2項に該当

行政文書のうち、平成13年4月1日前に議会の職員が作成し、又は取得した行政文書は、愛知県情報公開条例第2章の規定の適用対象外であり、開示請求できる行政文書に当たらないため

3 開示しないこととした理由

異議申立人が開示請求した文書は「平成10年度から平成16年度までの一般会計（県民の納税金）議長及び副議長、特別交際費 議長—¥1,000万円 副議長X円 公金から金品の受領書の控」である。

異議申立人が主張する特別交際費という名称の交際費は存在しないが、開示請求の趣旨を踏まえ、開示請求に係る文書を「平成10年度から平成16年度までの議長及び副議長の交際費支出に係る受領書の控」と特定した。

そのうえで、「議長及び副議長の交際費支出に係る受領書の控」を「平成10年度から平成12年度まで」及び「平成13年度から平成16年度まで」のものに区分して行政文書不開示決定を行った。

本件異議申立ては、このうち、「平成10年度から平成12年度までの議長及び副議長の交際費支出に係る受領書の控」不開示決定に対して行われたものである。

本県議会が愛知県情報公開条例の実施機関となったのは、平成13年4月1日であり、条例附則（平成12年7月18日公布）第2項の規定により、平成13年4月1日前に議会の職員が作成し、又は取得した行政文書で、議会が管理しているものについては、改正後の愛知県情報公開条例の規定は、適用しないとされている。

本件開示請求に係る文書は、本県議会が愛知県情報公開条例の実施機関となる前に議会の職員が取得した行政文書に該当し、開示請求の対象となる行政文書に当たらないため、不開示とした。

不 開 示 理 由 説 明 書

1 件名

「平成13年度から平成16年度までの議長及び副議長の交際費支出に係る受領書の控（平成13年度～平成16年度までの一般会計（県民の納税金）議長及び副議長 特別交際費 議長一¥1,000万円 副議長X円公金から金品の受領書の控）」不開示の件

2 原処分の内容

(1) 決定内容

不開示決定

(2) 開示しないこととした根拠

愛知県情報公開条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当

3 開示しないこととした理由

異議申立人が開示請求した文書は「平成10年度から平成16年度までの一般会計（県民の納税金）議長及び副議長、特別交際費 議長一¥1,000万円 副議長X円 公金から金品の受領書の控」である。

異議申立人が主張する特別交際費という名称の交際費は存在しないが、開示請求の趣旨を踏まえ、開示請求に係る文書を「平成10年度から平成16年度までの議長及び副議長の交際費支出に係る受領書の控」と特定した。

そのうえで、「議長及び副議長の交際費支出に係る受領書の控」を「平成10年度から平成12年度まで」及び「平成13年度から平成16年度まで」のものに区分して行政文書不開示決定を行った。














本件異議申立ては、このうち、「平成13年度から平成16年度までの議長及び副議長の交際費支出に係る受領書の控」不開示決定に対して行われたものである。


議長交際費の支出に当たっては、適正かつ公正な執行を図るため、「愛知県議会議長交際費支出基準」（以下「基準」という）に基づき支出している。

この基準3の(2)では「支出にあつては、愛知県財務規則及び他の法令の定める支払手続きにより支出する。」と規定し、基準3の(3)では「前項(2)によることが困難な場合においても、正当債権者の領収書を徴する。ただし、社会通念上、領収書を徴することが適当でない場合は支出責任者の証明書を添付する。」と規定しており、原則、領収書を徴することとなっているが、社会通念上、領収書を徴することが適当でない場合は支出責任者の証明書を添付することとされている。

本件開示請求に係る文書である「平成13年度から平成16年度までの議長及び副議長の交際費支出に係る受領書の控」は、平成13年度から平成16年度までの議長及び副議長の交際費を支出したその相手方から徴する領収書であるが、平成13年度から平成16年度までの開示請求対象期間において支出している内容は、香典、祝、表彰、疾病・災害見舞などの慶弔費等であり、一般的に領収書を徴しないものであることから、この基準3の(3)のただし書きに該当し、支出責任者の証明書による処理のもののみであつて、香典等を支出した相手方からの受領書の控は取得していない。

したがって、本件開示請求に係る文書である「平成13年度から平成16年度までの議長及び副議長の交際費支出に係る受領書の控」は不存在であり、愛知県情報公開条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するものとして不開示とした。

議長 
 副議長 
 事務局長 
 次長 
 調査課長  主任主査  主査 
 主幹 
 (広報・情報)
 議事課長  課長補佐  主査 
 主任主査 
 主幹 
 (議事)

平成18年12月5日 担当 

議会運営委員会理事会（情報公開異議申立て関係）記録

会議日時	平成18年12月1日（金） 午後1時49分から午後1時59分まで
会場	議会運営委員会室

出席委員 8名

小出典聖、秋田政幸 正副委員長

小林功、久保田浩文、熊田裕通、松山登、高木ひろし、小島丈幸
各理事

委員以外の出席者

議会事務局長、同次長、総務課長、秘書室長、議事課長、調査課長、議事課主幹（2名）、
調査課主幹

付議又は調査事件名及び審査又は調査の結果

<付議事件等>

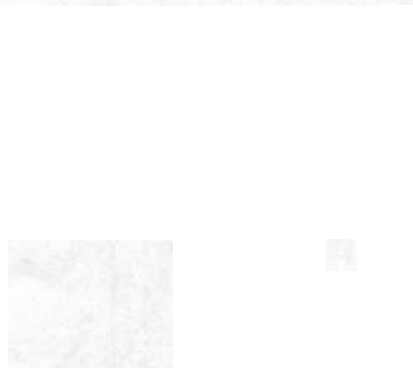
1 情報公開異議申立てに係る答申案について

- ・別添「平成18年度情報公開異議申立て及び答申案一覧」及び「答申案」に基づき、情報公開異議申立てに係る答申案について事務局から説明を行った。
- ・理事会として答申案を議会運営委員会へ報告することに決定された。

(主な発言)

【小出委員長】

それでは、引き続き、情報公開に係る異議申立ての調査を行う。



これをもって、議会運営委員会理事会を閉会する。


その他参考事項

- ・ 特になし

委員 長

副委員 長

記録者 書記 伊藤 俊彦 

書記 竹内 弘行 

議会運営委員会理事会付議事項

平成18年12月1日(金)

(情報公開異議申立て関係)

- 1 情報公開異議申立てに係る答申案について

平成18年度情報公開異議申立て及び答申案一覧

番号	申立人 申立年月日	申立に係る処分等	行政文書の名称等	不開示理由	申立の趣旨・理由	答申案
1	H18.8.16	H18.7.31開示請求 H18.8.14付け18局議第 136号行政文書不開示決 定処分	愛知県議会傍聴規則(前県議長川上万 一郎が勝手に私議の国民の権利である 議会傍聴を妨害する行為は「憲法違反」 である。現議長内田康宏はこの行為に 対する法律根拠の開示請求)	不開示に係る文書は、県の図書館、中央 県民生活プラザ等において、県民の利用に 供することを目的として管理されているも のであり、愛知県情報公開条例第2条第2 項に規定する行政文書に該当しないため	(趣旨) 不開示決定の 取消しを求め (理由) 憲法21条に 基づく国民の知る権利 及び愛知県情報公開条 例に反する	
2	H18.8.18	H18.8.1開示請求 H18.8.15付け18局総第 173-1号行政文書不開示 決定処分	愛知県議会の平成11年度分の歳入歳 出決算書(愛知県民(国民)が納し た税金すなわち県の県民からの歳入金 の一般会計の納税金と県議会が必要経 費として歳出の決算書(平成11年 度))	行政文書のうち平成13年4月11日に議会の 職員が作成し、又は取得した行政文書は、 愛知県情報公開条例第2章の規定の適用対 象外であり、開示請求できる行政文書に当 たらなため	同 上	
3	H18.8.18	H18.8.1開示請求 H18.8.15付け18局総第 173-3号行政文書不開示 決定処分	愛知県議会の平成17年度分の歳入歳 出決算書(愛知県民(国民)が納し た税金すなわち県の県民からの歳入金 の一般会計の納税金と県議会が必要経 費として歳出の決算書(平成17年 度))	(処分時) 開示請求に係る行政文書を作成 又は取得していないため (審査時) 開示請求に係る文書は、県の図 書館、中央県民生活プラザ等において、県 民の利用に供することを目的として管理さ れているものであり、愛知県情報公開条例 第2条第2項に規定する行政文書に該当し ないため	同 上	
4	H18.8.24	H18.8.8開示請求 H18.8.22付け18局総第 179-1号行政文書不開示 決定処分	平成10年度から平成12年度までの 議長及び副議長の交際費支出に係る受 領書の控(平成10年度～平成12年 度までの一般会計(県民の納税金)議 長及び副議長 特別交際費 議長一 円1,000万円 副議長X円 公金か ら金品の受領書の控)	行政文書のうち平成13年4月11日に議会の 職員が作成し、又は取得した行政文書は、 愛知県情報公開条例第2章の規定の適用対 象外であり、開示請求できる行政文書に当 たらなため	同 上	
5	H18.8.24	H18.8.8開示請求 H18.8.22付け18局総第 179-2号行政文書不開示 決定処分	平成13年度から平成16年度までの 議長及び副議長の交際費支出に係る受 領書の控(平成13年度～平成16年 度までの一般会計(県民の納税金)議 長及び副議長 特別交際費 議長一 円1,000万円 副議長X円 公金から 品品の受領書の控)	不開示請求に係る行政文書を作成又は取得し ていないため	同 上	

(議会運営委員会の処理経過)

年 月 日	内 容
18.10. 3	諮問
18.10. 6	実施機関から不開示理由説明書を受理
18.10.10	審議
18.10.12	審議
18.10.12	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
18.10.17	審議異議申立人から不開示理由説明書に対する意見書を受理
18.12. 1	審議

(議会運営委員会の処理経過)

年 月 日	内 容
18.10.3	諮問
18.10.6	実施機関から不開示理由説明書を受理
18.10.10	審議
18.10.12	審議
18.10.12	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
18.10.17	審議異議申立人から不開示理由説明書に対する意見書を受理
18.12.1	審議

(議会運営委員会の処理経過)

年 月 日	内 容
18.10.3	諮問
18.10.6	実施機関から不開示理由説明書を受理
18.10.10	審議
18.10.12	審議
18.10.12	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
18.10.17	審議異議申立人から不開示理由説明書に対する意見書を受理
18.12.1	審議

(議会運営委員会の処理経過)

年 月 日	内 容
18.10. 3	諮問
18.10.10	実施機関から不開示理由説明書を受理
18.10.10	審議
18.10.12	審議
18.10.12	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
18.10.17	審議異議申立人から不開示理由説明書に対する意見書を受理
18.12. 1	審議

(議会運営委員会の処理経過)

年 月 日	内 容
18.10. 3	諮問
18.10.10	実施機関から不開示理由説明書を受理
18.10.10	審議
18.10.12	審議
18.10.12	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
18.10.17	審議異議申立人から不開示理由説明書に対する意見書を受理
18.12. 1	審議